

Title	アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態
Sub Title	The trend and realities of case law on "political questions" in U.S.A.
Author	小林, 節(Kobayashi, Setsu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.3 (1980. 3) ,p.81- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800315-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ合衆国における

「政治問題」に関する判例の動向と実態

小林節

- I 問題の所在
- II 判例の検討
- III 判例に見る政治問題のリストと根拠
- IV 結び

I 問題の所在

「政治問題」という述語は、次のような場合にアメリカ合衆国憲法に関する議論の中に登場してくる。すなわち、裁判所に提訴された事件あるいはそこで争われている問題点のひとつが「政治問題」である場合には、裁判所は独自の判断を行わず、政治部門の行った決定が終局的なものとなる。

この「政治問題」の法理の下に、裁判所は、(通常の)訴訟要件を充足した訴があるにもかかわらず、当該争点に関して判断を下すこ

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

とを拒否する。

合衆国における政治問題の法理の発展は、必ずしも容易なものでも統一なものでもなかつた。また、この問題は、司法権の本質にかかわるものであるだけに、常に、アメリカ憲法学の主要かつ困難な課題のひとつとして、盛んに議論されてきた。⁽²⁾しかし、それでいて何が政治問題であり、裁判所がそれについて独自の判断を下さないことがいかなる根拠により正当化されるものであるかについてはアメリカの法律家の間にも一致した見解はなく、状況はいささか混乱している。

この政治問題の法理は、あるいは統治行為論として、わが国においても、憲法学上の主要課題のひとつである。既に、多数の研究が報告され⁽³⁾、多くの判決がある⁽⁴⁾。しかし、それにもかかわらず、わが国における統治行為の問題も、充分に明確かつ説得的な理論的決着がつけられているわけではない。

ところで、日本において統治行為肯定論を展開するものは、ほとんど例外なく、徹底した法治主義の採用されている諸外国の理論と判例を参照あるいは援用している。その際、司法的違憲審査制度を有するアメリカ法上の経験は、日本国憲法下の議論によく馴染むため、わが国における学説・判例の形成に大きな影響を与えてきた。しかし、そこで筆者の気にかかることは、これまでの、日本における、アメリカ憲法判例としての政治問題の紹介が多少整理あるいは簡略化され過ぎた形で行なわれてきたのではないか、ということである。

しかし、既に指摘したように、アメリカにおける政治問題の法理は、必ずしも、矛盾のない明確な理論として確立されているわけではない。すなわち、一見相互に矛盾する多数の判例が存在する。そして、そのような判例の内部矛盾に直面して、学説も混乱を呈している。

言うまでもなく、合衆国における政治問題の法理に関する議論が混乱している究極の原因は、合衆国憲法の下における司法権および違憲審査権の本質と正当性に関する共通の認識が存在しないことである。この、司法審査権の本質の問題は、アメリカ憲法学の永遠の

課題とも言えるもので、政治問題の法理に関する議論も、つまるところ、司法権の本質論に始まり司法権の本質論に戻つてゆく宿命にある。

ところで、筆者は、司法権の本質論に関する対立あるいは未決着の状況の他に、アメリカ憲法学における政治問題に関する議論を混乱させているいまひとつの原因があると考える。それは、政治問題の判例に関する「事実」認識が論者によつて異なるということである。すなわち、「政治問題」の先例および関連判例として検討の対象にされる判例の範囲が論者によつて異なることである。更に、かなりの論者が、ごく少数の典型的な判例のみを検討の対象として議論を展開している。とりわけ気にかかることは、ある種の問題(例えば憲法修正手続の合憲性の問題)が政治問題とされた先例のみを検討し、別の場合に同種の問題が司法審査に服した先例があつても、その両者の事実関係を公平に照合したうえで評価を下そうとはせず、単に政治問題の先例のみを検討して自説を展開してしまふやり方である。

もちろん、論者がそれぞれ自説に都合の良い判例を寄せ集めて議論を展開するということはよくあることで、その動機が、司法権の本質と正当性に関する各自の基本的な立場に由来するものである以上、さような方法が常に不当だとは言えない。とりわけ、政治問題の法理はどうあるべきかという議論にとつては、そのような方法は正当なものであろう。しかし、アメリカ政治史の流れの中で時代や状況の必要に迫られて合衆国最高裁判所が創出して積重ねてきた政

治問題の法理とは一体何であつたのか、ということを探究する手段としては、この方法は不適切と言わざるを得ない。

今日のアメリカ憲法学にとつて、そしてとりわけ日本の憲法学にとつて、第一に必要なことは、合衆国判例法における政治問題の法理とは一体何であるか、という「事実」をまず正確に把握することであらう。

このような問題意識の下に、筆者は、まず本稿において、アメリカにおける議論において政治問題の先例とされた事件、同種の問題が司法審査に服した事件、更に、関連判決として論及されているものを、可能な限り網羅的かつ公平に整理検討する。そして、アメリカ判例法における政治問題の法理とは果たして何であるのか、その動向と実態を確認したい。

このような作業がなされて初めて、われわれは、アメリカ憲法学における政治問題に関する諸学説を公平に検討して評価するための基準を得ることができようであらう。そして、その上で初めて、われわれは、アメリカ合衆国の憲法体制の下における政治問題の法理のあるべき姿を模索することができ、更に、アメリカ合衆国における経験から日本における統治行為論が学ぶべき事柄⁽⁵⁾につき考察を加えることができるであらう。

II 判例の検討

1 共和政体

(1) 共和政体保障条項

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

合衆国憲法第四条第四節は、以下のように規定している。「合衆国は、この連邦内の各州に共和政体を保障し、侵略に対し、又は州内の暴動に対し、州の立法府もしくは、(立法府の召集が不可能な場合には) 行政府の要請に依じて、各州に保護を与えねばならない。」⁽⁶⁾

これがいわゆる共和政体保障条項である。そして、この条項が、*Luther v. Borden* (1849)⁽⁷⁾ 以来現在に至るまで、州の合法政府を認定するために司法部が利用できる判断基準を提供するものではない、⁽⁸⁾ ということは、アメリカ憲法学のいわば常識とされてきた。⁽⁹⁾

(2) *Luther* 判決

一八四九年の *Luther* 事件判決はこの共和政体保障条項に関するもので、アメリカにおける政治問題の法理を確立した初期の判決群の中で、最も重要なものであり、政治問題を論ずる場合には必ず論及される判例である。

この事件は、ドーアの反乱に関するもので事件の概要は以下の通りである。まず、植民地時代の勅許状そのままの州憲法の下における制限選挙に不満を持った多数のロード・アイランド州民が、州政府に憲法修正の意思がないことを知り、ドーア弁護士⁽¹⁰⁾の指導の下に人民集会を開き新憲法を採択し、参政権を拡大した。そして、その新憲法の下に選挙が実施され、新政府が設立された。しかし、旧来の州政府(勅許政府と呼ばれていた)は、それを承認せず、内乱の発生を宣言した。そして、その過程で発生した家宅侵入事件の前提問題として、勅許政府の合法性が争われた。争点はふたつあつた。第一は、いずれも「正統」政府であることを主張しているふたつの政

府のいずれが真に正統かということであり、第二は、仮に勅許政府が正統政府であつたとしても、それが、戒嚴を宣告したことによつて「共和政体」でなくなり違憲に活動していたことになるか、ということであつた。

トニー長官の筆になる最高裁の法廷意見は、第一点に関しては、いずれが州の正統政府かということ合衆国最高裁は独自に決定できなかつた。理由は以下の通りである。

(1) 州政府の正統性の問題に司法審査権が及ぶとすると、場合によつては判決によつて州政府の存在が否定されて無政府状態を招来する虞がある。(10) (2) ロード・アイランド州の判例によれば、州憲法の改廃の問題は司法権の及ばないものとされてきた。何故ならば、州の裁判所は州政府の正統性を自らの存在の前提とするからである。(11) (3) 本件における正統政府の問題については、州の裁判所および議会において、既に、勅許政府が正統政府であると決定されている。(12) 合衆国最高裁の判例によれば、州法だけに關する問題については合衆国司法部は州の裁判所の決定に従うことになつてゐる。(13) (5) 州政府の正統性の問題は、合衆国憲法上、合衆国司法権の及ぶものではない。(14)

更に、以上の理由に加えて、トニー長官は、「仮に合衆国最高裁がこの問題に介入しても……」として、以下の諸点に論及した。

(1) 判断の基準になる州法が存在しない。(15) (2) 実際問題として、新「憲法」を採択するための人民投票に参加した人々の資格をいぢいち法廷で確認するなどということは不可能である。(16) (3) 仮にそのようなこ

とをやつてみたとしても、事件によつてそれぞれの証言の評価が異なる可能性があり、その結果、現に州を統治している政府の存在が、ある判決では有効とされたのに別の判決では無効とされるなどという、不安定なことになるかねない。(17) (4) 合衆国憲法第四条第四節は、本件の場合のような州政府の存立にかかわる緊急状態に際して介入する権限を連邦政府に与えているが、それは、連邦議会がある州選出の議員を受け容れる際に当該州政府の正統性と共和性を認定する権限になり、この問題に關する議会の決定は司法審査を受けない。そして、連邦議会は、この権限を法律で他の部門へ授権できるが、一七九五年に大統領に授権した。(18) (5) 大統領は内乱を鎮圧するために武力を用いることもあり得るが、仮に大統領の決定が事後に裁判によつてくつがえされるようなことになれば、無政府状態になる。(19) (6) 本件では、既に大統領が勅許政府を正統政府として認めているが、その決定は、外国政府の承認の場合と同様に、司法部を拘束する。(20) (7) 州の正統政府を認定する権限は、他のどの部門に与えられるよりも、大統領によつて行使された方が効果的である。(21) (8) 法が大統領に(内乱鎮圧権という)自由裁量権を与えている以上、当該権限事項に關する事実の認定(すなわち、連邦が救援すべき「正統州政府」の認定)に關しても、排他的な権限が認められてしかるべきである。(22)

次に、第二の争点、すなわち、仮に勅許政府が正統であつたとしても、それは、戒嚴下にあることによつて「共和」的でなくなり違憲になつてゐるのか否か、について、トニー長官は、以下のような判断を下した。(1) この戒嚴は、危機を乗り切るために必要最低限

な、一時的なもので、限度を越えてはいない。従つて、当時の勅許政府は共和的であつた。(23) もちろん、限度を越えた戒嚴は司法審査に服する。(24)

かように、現在広く信じられていることとは逆に、Luther 判決において実際に合衆国最高裁が下した判断は、以下の二点に要約できる。(1) 連邦司法部は、共和政体保障条項の下に、競合するふたつの州「政府」のいずれが「正統」政府かを決定することはできない。(2) 連邦司法部は、州政府が「共和」的な状態にあるか否かを審査できる。

ここで特に注目すべき点は、言うまでもなく、第二点である。何故ならば、「Luther 判決の結果、連邦司法部は州政府の共和政体性の保障について判断できなくなつた。」というアメリカ憲法に関するいわば常識が、現在、存在するからである。しかし、実際には、Luther 判決において、合衆国最高裁は州政府の共和性について判断を下しているのである。だからこそ、その後半世紀にわたつて、合衆国最高裁は州における政治機構の共和性につき審査をためらつてはこなう。

例えば、Collector v. Day(1811) において、最高裁は、州の裁判官に連邦所得税を課すことが共和政体に反するとして(28)、Minor v. Happersett(1875) において、最高裁は、婦人に参政権が与えられていなくても共和政体に反しないと(30)した。また、Forryth v. Hammond(1897) において、最高裁は、自治体の境界を決める権限を州法で裁判所に授権しても共和政体でなくなり(31)はしな

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

い、と判示した。(32) 更に、Kies v. Lowry(1905) において、最高裁は、州議会が学区を設定・変更しても共和政体と矛盾しない旨、判示した。(34)

かように、かつては、最高裁は、司法部が共和政体保障条項を独自に解釈して事件に適用できるということを疑つてはなかつた。

(3) Taylor 判決以後

しかしながら、一九〇〇年の Taylor v. Beckham 事件判決(35)において、判例が微妙に変更された。Taylor 事件において、最高裁は各州に共和政体を保障することは政治部門の仕事であるとして、州知事選挙に起因する紛争に介入することを回避した。(36) その際、Luther 判決が先例として引用されている。(37)

事件の概要は以下の通りである。一八九八年のケンタッキー州知事および副知事選挙において、共和党が勝利した。しかし、敗れた民主党の候補者が、選挙の効力に関する異議を申立てた。理由は、現職の共和党知事派による脅迫等の不正が行なわれたということであつた。それに対して、民主党が多数を占めていた州議会は、選挙審査委員会を設け、民主党候補による異議を容れ、当落を逆転させる決定を下した。しかし、共和党の「知事」は、内乱の発生を宣言し、州議会を休会にした。そこで、州議会は、議事堂が使えなくなつたため都市内のホテルで集會し、民主党の候補者を知事と副知事に就任させた。しかし、共和党の「知事」は依然としてその職を明渡すことを拒み、州議会の行為は反乱であると主張し続けていた。ここに、二大政党がいずれも州の執行部を担当していると主張して

譲らず、州は内戦寸前の状況になった。そこで、両党の指導者が妥協し、裁判所の決定が下るまでは一応州議会の決定に従うことにした。そして、民主党の「知事」が共和党の「知事と副知事」を相手どり、彼らが不当に職権を篡奪しているとして、職権開示請求訴訟を州の巡回裁判所に提起した。それに対して、共和党側は、民主党こそが適正手続によらずに共和党の知事と副知事の財産権 (Property) を篡奪していると主張した。巡回裁判所と州の上訴裁判所 (the Court of Appeals 最上級審) は民主党の主張を支持した。

それに対して、合衆国最高裁判所は、管轄権の欠如を理由に訴を退けた。法廷意見を書いたフラー長官は、まず、公職は衡平法上の保護を受ける財産権でも既得権でもない、と判示した。⁽³⁸⁾更に、同長官は、Luther 判決を引用して、州政府に共和政本を保護することは政治部門に委ねられた問題である、と判示した。⁽³⁹⁾

そして、この Taylor 判決による判例変更の兆は一九一二年の Pacific States Tel. & Tel. Co. v. Oregon 事件判決⁽⁴⁰⁾において決定的なものとなった。その際、合衆国最高裁は、先例として Luther 判決と Taylor 判決を引用して、州政府が「共和的」なものであるか否かの問題は連邦司法部が答える能力を持たない問題だ、とした。これは明らかに判例変更である。

事件の概要は以下のとおりである。一九〇二年に、オレゴン州は憲法を修正し、イニシアティブとレファレンダムによつて州民が直接に立法できるようにした。この方法によつて、一九〇六年に法人所得税法が制定され、ある種の企業は総収入の二%を徴収されるこ

とになった。しかし、上告人である会社はその支払いを拒絶した。上告人は、州は直接立法手続を採用したことにより共和的でなくなつた、と主張した。

ホワイト長官の筆になる合衆国最高裁の法廷意見は、まず、仮に司法部にこの問題を審査する能力があるとしたら、場合によつては、司法部が州政府の存在を否定しなければならぬことも起こり得るとして、司法審査が惹起しかねない結果の重大性を指摘した。⁽⁴¹⁾そして、同長官は、この問題は既に先例において決着がつけられているとして、Luther 判決と Taylor 判決を引用した。⁽⁴²⁾そのうえで、同長官は、ここで争われている問題は税法の合法性でなく州政府そのものの合法性であり、これは本質的に政治的な問題で司法権の管轄外にある、と結論づけ訴を却下した。⁽⁴³⁾

かように、一九〇〇年の Taylor 判決と一九一二年の Pacific 判決により、合衆国最高裁は一八四九年の Luther 判決の第一の争点 (正統州政府の認定の問題) を「政治問題」とした結論を、第二の争点 (州政府の共和性の認定の問題) にまで拡張して及ぼすに至つた。これは明らかに判例の変更である。しかし、この変更には、論理的必然性はみられない。

そして、Pacific 判決以後、共和政体保障条項に関する一切の訴訟は、Pacific 判決を先例として却下されることになった。⁽⁴⁴⁾従つて、それが合理的であるか否とにかかわらず、一九〇〇年の Taylor 判決以来、共和政体保障条項は、司法部によつて保護・執行され得る個人の権利を導き出す根拠条文とはみなされていない。

ただし、この結論も、共和政体保障条項の解釈として、理論上あるいは事柄の性質上当然なものではない。

2 選挙区の区分と投票価値

(1) 背景

共和政体の問題と同様に政治問題の法理に関連して常に論及される問題のひとつに選挙区の区分と投票価値の問題がある。

合衆国憲法第一条第二節第三項および修正第一四条第二節によれば、「連邦下院議員は、連邦に加入する各州の人口に比例して、各州に配分される。」ことになっている。

これらの規定を受けて、一九一一年に、選挙区再区分法 (Reapportionment Act) が制定された。その第三条は、連邦下院議員選出のための各選挙区は、「分断されていない小ぢんまりとした区域」(contiguous and compact territory) で、かつ、各選挙区は相互にできる限り等しい人口で構成されているべき旨を規定していた。また、経過措置として、同法第四条は、国勢調査の結果ある州に配分される下院議員の数が増員された場合には、選挙区が再区分されるまでは州全体を一選挙区として選挙を行ない、また、国勢調査の結果ある州に配分される下院議員の数が変わらない場合には、仮に現行の選挙区相互の人口比が不均等であつても、選挙区の再区分が行なわれるまでは旧来の選挙区区分のままで選挙を行なう、と規定していた。その後、一九二九年に、新しい選挙区再区分が制定されたが、それは、一九一一年法の第三条と第四条に該当する規定を欠いてお

り、また、一九一一年法の条文で一九二九年法と矛盾するものは廃止する旨を、規定していた。それに対して、多数の州の裁判所は、一九一一年法の第三条および第四条は一九二九年法により廃止されてはいない、という立場を採った。⁽⁴⁵⁾

ところで、二〇世紀に入つて、全米的に、農村から都会へ人口が移動した結果、都市部の選挙区と農村部の選挙区との人口の不均衡が生じ、それが、地域による政治的発言力の不平等の問題として意識されるようになってきた。例えば、Colegrove v. Green⁽⁴⁶⁾の舞台となつたイリノイ州では、一九〇〇年の段階で、州民の過半数が居住するクック郡(シカゴ一帯)には州議会各院の定員の三分の一度しか配分されていなかった。⁽⁴⁷⁾そのため、州議会による予算の配分などの際に、農村部の住民に支配された州議会に対する都市部の住民の不満がつのつていつた。しかし、不平等な選挙区区分の恩恵に浴していた州議会は選挙区の再区分を行なおうとせず、状況は悪化した。⁽⁴⁸⁾そこで、都市の住民は、不平等な議員定数配分が平等則等に違反するとして、裁判所へ救済を求めてきた。

(2) Colegrove 判決以前

選挙区の区分と投票価値の問題が初めて合衆国最高裁へやつてきた事件が Smiley v. Holm⁽⁴⁹⁾ である。

事件の概要は以下のとおりである。一九三〇年の国勢調査の結果、連邦議会は、ミネソタ州選出の下院議員数を一〇名から九名に減らした。それを受けて、州議会は州を九選挙区に区分する法案を可決したが、州知事が署名を拒否した。それに対して、州議会は、この

ような場合に当該法案を法律にするために州憲法上必要とされる再議決をしなかつた。しかし、同法案は、有効に成立した他の法律と同様に、州務長官の事務所に登録された。そこで、ひとりの有権者が、州務長官を相手どり、同法案の登録無効の宣言と同法に基づく選挙の差止を求めて出訴した。理由は、州議会による再議決が行なわれていないことと、同法案による選挙区再区分の結果が不平等で一九一一年法第三条に違反するということであつた。これに対して、州側は、一九一一年法はもはや存在しないうえに、また、選挙区の再区分と不平等の問題は政治問題である、と抗弁した。

それに対して、ヒューズ長官の筆になる法廷意見は、当該州法は有効に成立していないとして、一九一一年法第四条に示唆を得て、新しい選挙区分法が成立するまでは州全体を一区として九名の連邦下院議員を選出するように命じた。⁽⁵⁰⁾

かように、ここでは、最高裁は、選挙区の区分の問題を受理してそれに独自の判断を下している。政治問題の法理は援用されていない。

Smiley事件と同じ年に、選挙区の区分と投票価値の問題に関するもうひとつの事件が合衆国最高裁へやつてきた。Wood v. Broom⁽⁵¹⁾ (1932) である。

事件の概要は以下のとおりである。一九三〇年の国勢調査の結果、連邦議会は、ミシシッピ州選出の下院議員数を八名から七名に減らした。それを受けて、州全体を七選挙区に再区分する法案が州議会によつて可決され知事の署名も得た。しかし、ある市民が、この

新区分法は合衆国憲法第一条第四節、修正第一四条および一九一一年法第三条に違反するとして、州の公務員を相手どり、新区分法による選挙の差止を訴求した。

これに対して、ヒューズ長官の筆になる法廷意見は、憲法問題を回避し、一九一一年法の問題のみに焦点を絞つて判断を下した。そして、同長官は、一九二九年法制定時の経緯から見て一九一一年法第三条はもはや存在しないので(選挙区相互の人口比が等しくなければならない)という法的な要求は存在しないから、事件は不存在であるとして、訴を却下した。⁽⁵²⁾

ここでも、政治問題の法理はまったく援用されていない。

(3) Colegrove 判決以後 Baker 判決以前

その後も、全米的に、投票価値の不平等の問題は、悪化の一途を辿つた。⁽⁵³⁾

そして、Wood 判決の二二年後に、この分野で最も重要かつ難解な判決が下されることになる。Colegrove v. Green⁽⁵⁴⁾ (1946) である。これは、イリノイ州の有権者が州知事等を相手どり、現行選挙区分の無効の宣言と現行区分に基づく選挙の差止を請求した事件であつた。原告側の主張は、現行の選挙区分は不平等で一九一一年法第三条、合衆国憲法修正第一四条、同憲法第一条第二節に違反するといふものであつた。

それに対して、連邦地裁は、Wood 判決に拘束されて、訴を却下した。⁽⁵⁵⁾そして、合衆国最高裁の意見は分かれ、多数意見は形成されなかつた。その結果、フランクファーター判事が、リード判事とバー

ト判事の同意を得て、裁判所の決定 (The Judgment of the Court) を書き、訴を却下した。その際、フランクファーター判事は、以下のように、多数の理由を挙げてゐる。(1)一九二九年法上、選挙区相互の人口比が等しくなければならぬという法的な要求は存在せず、その点で Wood 判決を覆す理由はない。⁽⁵⁶⁾(2)「統治が効果的に行なわれるため」には、本件で争われている問題は特別に政治的な性質のもので司法による決定にふさわしくない。⁽⁵⁷⁾(3)この訴の基礎は、個人的な利益の侵害ではなく、統治機構としてのイリノイ州が被つてゐる被害である。⁽⁵⁸⁾(4)裁判所は、仮に現行選挙区分が違憲だとしてもそれを積極的に変更することはできず、せいぜい現行の不平等な区分の無効を宣言できるにすぎない。しかし、これでは、州全体を一区とする選挙を行なわせることになり、州内少数派の発言権を奪う結果になり、合衆国下院選挙制度の本来の理念に反する。従つて、連邦下院は、そのような選挙で選ばれた議員の登院を拒否するかも知れない。⁽⁵⁹⁾(5)本件は裁判所を政争に卷込む性質のものだが、かような問題について決定を下さないことが合衆国最高裁の伝統である。⁽⁶⁰⁾(6)また、人民の政治に司法を卷込むことは民主政治に対する敵対である。⁽⁶¹⁾(7)憲法第一条第四節は、下院の選挙過程とその結果の公正さを確保するための排他的な権限を下院に委ねてゐる。⁽⁶²⁾(8)本件訴訟は、下院の存在そのものを問うものであり、司法部はそのような政治的の藪 (Political Thicket) に介入すべきではない。⁽⁶³⁾

このフランクファーター意見は、政治問題の法理を述べたものとして、以後、政治問題に関する議論において必ず引用されるものであ

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

る。と同時に、この判示だけから判断すれば、Colegrove 判決によつて「選挙区の区分と投票価値の平等」の問題は政治問題だといふ判例が確立された、と理解することもできそうである。⁽⁶⁴⁾

しかし、「訴を却下する」という結論においてだけフランクファーター意見に同調してその点に関する相対多数意見の形成を可能にしたラトリジ判事の意見は、その理由付けにおいてフランクファーター判事の意見と異なる。つまり、ラトリジ判事は、Smiley 判決に従つて、この種の訴訟が司法判断に馴染む (justiciable) ものであることは認めてゐる。⁽⁶⁵⁾これは、フランクファーター判事の見解に真向から対立するものである。しかし、同時に、ラトリジ判事は、選挙の差し迫つた時点で裁判所が与え得る有効な救済方法がないとして、本件を衡平法上の救済手段の不存在 (want of equity) という理由で却下せよと主張した。⁽⁶⁶⁾また、ダグラス、マーフィー両判事の同意を得てブラック判事が書いた反対意見は、当該問題の司法判断適格性 (justiciability) を認め、現行区分が不平等なことが明白であるにもかかわらず州議会が改善を怠つてゐる以上裁判所が救済する義務がある、というものであつた。⁽⁶⁷⁾

従つて、本件の判決に加つた七名の判事のうち四名が当該問題の司法判断適格性を認めてゐる。そして、Colegrove における「相対」多数意見は、後に Baker 事件判決 (の多数意見) が指摘しているように、「衡平法上の救済手段の不存在による却下」という結論だけが一致してゐるにとどまる。しかも、Colegrove 判決以後にこれを先例として (あるいはしないで) 同種の訴を斥けた複数の判決も、

判決理由を明示してないため、Colegrove 判決と政治問題の関係については何ら言及してない。⁽⁶⁹⁾

(4) Baker 判決以後

そして、投票価値の不平等と政治問題の關係に決着をつけた判決が、一九六二年の Baker v. Carr⁽⁷⁰⁾ であつた。これはテネシー州議会の選挙区の再区分に関する事件であつた。

テネシー州憲法は、一〇年ごとに人口の変動に応じて州議會議員の選挙区を再区分することを命じている。しかし、一九〇一年以後に提案された選挙区再区分法案は全て州議會を通らず、半世紀が過ぎた。その間に都會への人口の集中が進み、都市部の選挙区と農村部の選挙区の間投票価値の格差は拡がり続けた。そこで、都市部に居住する複数の有権者が、当時の選挙区区分が法の下の平等に反して違憲であるとして、一九〇一年の選挙区区分法の無効宣言と同法に基づく総選挙の差止めを求め、更に、仮に州議會が新区分法の制定を拒んだ場合には裁判所が州憲法の規定を機械的に適用して新しい配分を行なうかあるいは州全体を一区とした総選挙を命ずることを、訴求した。

それに対して、ブレンナン判事の筆になる最高裁の法廷意見は、この問題に関して裁判所に管轄権があるということと原告が裁判に馴染む請求原因を提起しているということを判示して、事件を連邦地裁へ差戻した。

その際、ブレンナン判事は、政治問題に関する多数の先例を概観したうえで、政治問題の法理が基本的には権力分立の作用であるとし

て、政治問題の徴表としての六類型を提示した。⁽⁷¹⁾ それは以下のものである。

- (1) 当該問題を憲法が明文で司法部と対等な政治部門に委ねていること。
- (2) 当該問題を判断するために司法部によつて発見・利用し得る判断基準が存在しないこと。
- (3) 明らかに非訟的自由裁量に委ねられている問題につき、政治的判断が先行しない限り裁判所が判断できないこと。
- (4) 裁判所が当該問題に関する独自の判断を下すと、司法部と対等な政府部門に対する尊敬の欠如を表明することになること。
- (5) 既成の政治的判断に有無を言わずに従うことが異例に必要であること。
- (6) ひとつの問題について複数の統治部門が異なつた声明を出すことにより混乱の生ずる可能性があること。

この定式は、Baker Test と呼ばれ、以後、政治問題に関するほとんど全ての判例、著作の中で引用されている。

そして、この Baker 判決以後、合衆国最高裁は選挙区の区分を違憲無効とする多数の判決を下して今日に至つてい⁽⁷²⁾る。

以上要するに、Colegrove 判決におけるフランクファーター判事の意見は政治問題の法理の表明であるとしても、選挙区の区分と投票価値の平等の問題は、合衆国最高裁の判例法において、政治問題とはされてこなかつた。

なお、類似の問題として、選挙における人種差別⁽⁷³⁾、ゲリマンダリング⁽⁷⁴⁾、選挙におけるユニット・システムが生む不平等⁽⁷⁵⁾などの問題は、合衆国最高裁の判例では、一貫して、司法審査に馴染むものとしてされている。

3 政党の全国大会代議員の資格審査

ところで、周知のように、アメリカ合衆国における選挙制度の中で政党の占める役割は大きい⁽⁷⁶⁾。アメリカ民主政治の歴史の流れの中で、初めは単なる任意団体に過ぎなかつた政党が、いつの間にか、合衆国の政治過程の不可欠な部分としての立場を確立していつた。その結果、政党内部の手続問題までが裁判所へ持ち込まれることも多くなり、ここに、政党政治の分野における政治問題の法理が論じられる可能性が生じてきた⁽⁷⁷⁾。もつとも、政党の全国大会の代議員の選出に関係があるという事実が必ず当該争点を司法審査に馴染まないものにするとは限らない。現に投票権や人種差別が争われた先例において、合衆国最高裁は常に本案判決を下してきた⁽⁷⁸⁾。

(1) O'Brien 判決

しかし、バーガー・コートの時代になつて合衆国最高裁は、政党の全国大会代議員の資格審査の問題を司法審査に馴染まないものであるとした。その最初の判決が O'Brien v. Brown (and Keane v. National Democratic Party)⁽⁷⁹⁾ あり、それに続くものが Cousins v. Wigoda⁽⁸⁰⁾ である。

事実の概要は以下のとおりである。大統領候補選出のための一七二二年の民主党全国大会が開かれるに先立ち、同党の代議員資格審査委員会は、ふたつの重要な勧告を行なつた。第一は、カリフォルニア州選出の代議員二七一名のうち一五一名の失格であり、第二

は、イリノイ州選出の代議員のうち五九名の失格であつた。カリフォルニア州の民主党は、予備選挙で第一位になつた大統領候補派が同州に配分された代議員定数全てを獲得する、Winner-take-all の規則に従つて、マクガヴァン上院議員支持の代議員二七一名を全国大会に送り込んできた。しかし、資格審査委員会は、Winner-take-all は一九六八年の民主党全国大会が採択した綱領に反するとして、カリフォルニア州の民主党員の意向を正しく全国大会に反映するために二七一名中一五一名を他の候補の支持者と入れ替えることを勧告した。また、イリノイ州の民主党は、支持候補を明らかにせずにデイヴィッド・シカゴ市長に率いられた五九名の代議員（いわゆるウィゴダ派）を送り込んできた。しかし資格審査委員会は、ウィゴダ派が支持候補を明らかにしていないことが一九七一年に党が採択した方針に反するとして、その五九名を失格にして支持候補を明らかにしている他の代議員（いわゆるカズンズ派）と入れ替えることを勧告した。

それに対して、失格を勧告された代議員達は、七月三日に、コロンビア地区連邦地裁に訴を提起した。原告は、これらの勧告が適法手続の要請に違反した投票権の侵害であると主張した。大会は一週間後の七月一〇日に予定されていた。そこで、地裁は即日、当該問題は司法判断に馴染まないとして、訴を却下した。それに対して、連邦控訴裁判所は、当該問題は司法判断に馴染むものだととして、本案判断を行ない、カリフォルニアの代議員達の主張を容れ、イリノイの代議員達の主張は斥けた。党側は直ちに最高裁に上告するとと

もに、控訴審判決の効力停止を求めた。それに対して、最高裁は、七日、上告を受理すべきか否かの決定を後回しにして、⁽⁸¹⁾効力停止申請を容れ、地裁判決の効力を復活させ、党委員会勧告の可否を党大会で討議・決定させる判断を下した。

その際、最高裁は、Luther 判決を参照して、以下の四点を指摘した。⁽⁸²⁾(1)このように本質的に政治的で極めて微妙な関係を有する状況に司法が介入した先例がない。(2)求められている救済は党大会の場で得られる。(3)司法の介入なしに政治過程を自由に機能させることに大きな公益がある。(4)時間が切迫している。

この最高裁判決は、急いで下されたものであるため、詳細な議論が展開されておらず多少漠然としてはいるが、これは、ウォレン・コートの時代にはほとんど無力化された(とみられている)⁽⁸³⁾政治問題の法理をバーガー・コートが復活させた例証とみられている。

(2) Cousins 判決

後に、この同じ事件が、別の形で、また合衆国最高裁へ提出された。党の資格審査委員会が敗れ連邦控訴裁判所でも敗れたイリノイ州のウィゴダ派は、州の巡回裁判所へ行き、州の選挙法に従って選出されたウィゴダ派代議員を押し退けて党大会に出席しようとしていたカズンズ派代議員に対する大会出席を差し止める命令を護得した。この命令は州の控訴裁判所にも承認されたが州最高裁への上告は認められず、事件は合衆国最高裁へ提出された。そうこうしているうちに大会の期日になり、カズンズ派は差止命令を無視し、党大会もカズンズ派を代議員として受け容れ、大会は終了してしまつた。

その結果カズンズ派代議員達は法廷侮辱罪に問われることになつた。そして、州の巡回裁判所は、合衆国最高裁の上告審判決を待つて判決を下すことになつた。争点は、州の裁判所は州の選挙法を根拠にして政党全国大会の代議員を選出する手続に介入できるか否か、であつた。

これに対して、ブレナン判事の筆になる合衆国最高裁法廷意見は、「政党とその支持者が享有する結社の自由」に依存しつゝ O'Brien 判決を引用して、州の控訴裁判所の判決を破棄した。⁽⁸⁴⁾

かように、このふたつの判例により、政党の全国大会の代議員の資格審査は、党の自治に委ねられたもので、連邦であると州であるかを問わず、司法審査に服さないということが確立された。

4 憲法修正条項の有効性

(1) 問題の所在

憲法のある修正条項が果たして憲法第五条に規定された正しい手続に則つて成立させられたものであるか否かの問題は、一九三九年の Coleman v. Miller 判決⁽⁸⁵⁾以来、一般に、政治問題であると言われており、この Coleman 判決は Luther 判決および Baker 判決と並んで、アメリカ合衆国における政治問題の法理に関する議論において必ず引用される判例である。しかし、合衆国最高裁は、Coleman 判決以前に、少なくとも七件の先例において、当該修正条項の有効性につき、判断を下している。

ここで問題となることは、このような判例の歴史をどう理解する

かである。ひとつの可能性として、Coleman 判決以前には司法審査に服し得るものとされていた憲法修正条項の有効性の問題が、Coleman 判決による判例変更で政治問題となり、以後一切司法審査に服さないものになつた、と理解することである。⁽⁸⁷⁾そして、いまひとつの可能性としては、Coleman 判決とそれ以前の七判決とが矛盾しないのだと理解することである。⁽⁸⁸⁾

そこで、この基本的に対立するふたつの理解のいずれが正しいかという問題意識を持つて、八件の先例を年代順に検討してみたい。

(2) Hollingsworth 判決以後 Coleman 判決以前

憲法修正手続の合憲性の問題が初めて合衆国最高裁へ持ち込まれた事件は、*Hollingsworth v. Virginia* (1788)⁽⁸⁹⁾である。これは修正第一条に関する事件であつた。同修正が、連邦議会による立法の成立要件である大統領の署名を経ないために、無効だと主張された。

それに対して、チェイス判事の筆になる法廷意見は、以下のような判断を下した。(1)合衆国憲法第一条第七節第二項に規定された大統領の拒否権は、通常の立法の場合に適用されるものであり、憲法修正案の発議には適用されない。つまり、憲法上、大統領は憲法修正手続に関して何の役割も期待されていない。(2)従つて、修正第一条は、その発議案が大統領に送付されていなくとも、直接全国の四分の三以上の州議会の批准を経て有効に成立している。⁽⁹⁰⁾

かように、本件において、合衆国最高裁は憲法修正手続の合憲性の問題に本案判決を下している。

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

次の *Hawke v. Smith, No. 1* (1920)⁽⁹¹⁾ は、修正第一八条に関する事件であつた。それは、連邦議会により発議された修正案を自州が批准する際には住民投票で決めると州憲法が定めているにもかかわらず、住民投票を経ず単に州議会による承認だけでその州の批准があつたとみなされて成立した修正の効力が争われたものである。

これに対して、デイ判事の筆になる合衆国最高裁法廷意見は、以下のような判断を下した。

州が連邦憲法修正案を批准する手続として住民投票を要求している州憲法の規定は、合衆国憲法第五条に違反する。何故ならば、連邦憲法第五条は、連邦議会が発議した連邦憲法修正案を州が批准する方法として、州議会による承認か州の憲法議会による承認のふたつの方法しか規定していない。⁽⁹²⁾

かように、本件においても、最高裁は、憲法修正の形式的有効性の問題に判断を下している。その際、最高裁は憲法第五条の文言上明白で学説上も異論のないことを述べたまでである。

なお、*Hawke v. Smith, No. 2* (1920)⁽⁹³⁾ は、修正第一九条の効力が争われた事件であるが、最高裁は *Hawke No. 1* 事件と同様の判断を下した。⁽⁹⁴⁾

また、*Hawke* 事件と同じ年に、合衆国最高裁は、修正第一八条に反対するロード・アイランド州が禁酒法の施行を差し止める命令を訴求した七件の事件をまとめて、判決を下した。*National Prohibition Cases (Rhode Island v. Palmer)* (1920)⁽⁹⁵⁾ である。ヴァン・デヴァンタ判事の筆になる法廷意見は、大要以下のもの

であつた。(1)連邦議会が憲法修正の發議を行なうには、憲法第五条の文言通りに、各院がそれぞれ三分の二以上の多数で修正案を採択すれば足りる。更にそれに加えて両院が合同で憲法修正の必要性を改めて宣言する必要はない。(2)その際の「各院の三分の二以上の多数」とは、各院の定員ではなく、「出席者」の三分の二以上である。(3)憲法第五条が各州による批准の方法として予定しているものは、州議会による承認あるいは州の憲法議会による承認のいずれかのみで、他の批准方法は予定されていない。(4)飲用に供する目的で酒を製造、販売、輸送、輸入あるいは輸出することを禁ずることは、合衆国憲法第五条により留保された憲法修正権限内の行為である。⁽⁹⁶⁾

ところで、判旨の第四点は、憲法修正の形式的効力の問題ではなく、むしろ、「憲法改正権の限界」の問題である。アメリカ憲法学においては、ドイツやわが国におけるような「憲法改正権の限界」に関する論争はみられない。ただし、憲法修正手続を定めた第五条の中に三点の制限が明記されている。第一に、一八〇八年以前には、各州が適当とする移民の受け容れあるいは奴隷の輸入は禁止できない。第二に、一八〇八年以前には、直接税は人口に比例して算定されるという原則を変更してはならない。第三に、各州はその同意なしには上院における平等な投票権を奪われない。従つて、禁酒法がこれらの制限に触れないことは明らかである。

かように、本件においても、最高裁は、憲法修正の効力の問題について判断を下している。そして、ここでも、最高裁は、憲法条文中明白なことか学説上も異論のないことを改めて述べたにすぎない。

い。

また、一九二一年の *Dillon v. Gloss*⁽⁹⁷⁾ 判決も修正第一八条に関するものであつた。同修正に基づく禁酒法違反に問われ逮捕拘留された者が、修正第一八条は無効だと主張して、人身保護令状を求めた事件である。争点はふたつある。第一は、同修正の發議に際して連邦議会は、批准のために、七年という期限を付したが、このようにことが議会の権限としてできるのか、という点であつた。第二は、修正の成立時点の問題である。つまり、修正は、批准した州の数が全州の四分の三に達したその最後の州が批准した日に成立するのか、それとも、合衆国國務長官が修正の成立を宣言した日に成立するのか、という問題であつた。

これに対して、ヴァン・デヴァンタ判事の筆になる法廷意見は以下のように答えた。(1)連邦議会は、憲法修正提案が批准されるまでの期間として、合理的な期限を設定することができる。憲法第五条をみれば、憲法修正に関して連邦議会が広い権限を与えられていることは明瞭である。ところで、第五条の中には批准の期限に関する何の記述もないが、憲法修正の「提案」と「批准」は、性質上、ひとつの「修正」行為の各部分に過ぎない。また、全国の四分の三以上の州による批准というものは、性質上、「同時代」の全国民の意思表示でなくてはならないのだから、最初に批准した州の意思表示と最後に批准した州の意思表示が時間的に掛け離れていてはならない。従つて、七年という期限は合理的である。(2)憲法修正の成立日は、全国の四分の三の州の批准が揃つたその最後の州が批准した日であ

り、合衆国國務長官が修正の成立を宣言する日である必要はない。⁽⁹⁸⁾

かように、本件においても、合衆国最高裁は憲法修正手続の合憲性の問題に判断を下している。また、この判決においても、最高裁は憲法第五条の文言上あるいは条理上明白なことを改めて述べたままで、その点については学説上も異論はない。

ところで、一九二二年に、修正第十九条の問題が、再度、合衆国最高裁へやつてきた。Leser v. Garnett⁽⁹⁹⁾である。これは、メリーランド州の多数の男性有権者が、州の選挙人登録簿から女性を抹消するよう求めて出訴したものである。理由は、修正第十九条を批准した諸州の内五州が州憲法の中に「選挙制度の性格を変えるような内容の合衆国憲法修正提案を批准してはならない」旨の規定を有しているために、その五州の批准はそれぞれの州憲法に違反して無効であり、従つて、修正第十九条は全国の四分の三の諸州の批准を欠き不成立だ、というものであつた。ここでの争点は州憲法の規定は合衆国憲法修正の制約となり得るか否か、であつた。

これに対して、ブランドイス判事の筆になる法廷意見は、以下の理由で修正第十九条を有効とした。すなわち、州議会が連邦憲法修正案を批准する権限は、連邦の機能の問題であり、州の問題ではない。⁽¹⁰⁰⁾従つて、州憲法によつて連邦憲法の修正を制約することはできない。同時に、ブランドイス判事は、以下のことを指摘している。すなわち、仮に原告の主張が正しいとすると、修正第十九条に限らず、黒人の参政権を承認した一八七〇年の修正第十五条も無効で不存在ということになる。しかし、既に半世紀にわたつて有効な憲法

条文として機能してきたものが無効になれば、社会に大きな混乱が起きる。⁽¹⁰¹⁾

かように、本件においても、合衆国最高裁は、憲法修正の効力の問題に判断を下している。また、その理由付けも、合衆国憲法第五条および修正第一〇条の文言上明白なことを述べたまでである。ただ、その際に、傍論において、判決によつて国内に混乱を生じさせてはならないという、合衆国における政治問題に関する議論にしばしば登場してくる考慮が示されている点が、この判決の特徴といえは特徴である。

そして、一九三一年に、修正第一八条の有効性に関する事件がまた合衆国最高裁へやつて来た。U. S. v. Sprague⁽¹⁰²⁾である。これは、禁酒法違反で逮捕された者が前提問題として修正第一八条の無効を主張したものである。被告人の主張は、同修正条項のように人権にかかわる修正案は州議会ではなく州の憲法議会によつて批准されるべきだ、というものであつた。

それに対して、ロバーツ判事の筆になる法廷意見は、修正案を州議会あるいは州の憲法議会のいずれによつて批准させるかの選択は連邦議会の自由裁量であり、憲法上、この自由裁量には何の制限も課されていない、として、修正第一八条を有効とした。⁽¹⁰³⁾

ここにおいても、最高裁は憲法修正の合憲性の問題に判断を下している。そして、ここでも、最高裁は、憲法第五条の文言上明白で解釈上争のないことを改めて述べただけである。

(3) Coleman 判決

最後に、この領域で最も重要な判決 Coleman v. Miller⁽¹⁰⁹⁾ を検討する。

一九二四年に連邦議会は Child Labor Amendment を発議した。それに対して、キャンザス州議会は、翌一九二五年に、拒否の宣言を行なった。ところが発議後一三年経過した一九三七年に、同州議会は承認の議決を行なった。それに対して、批准反対派の州上院議員数名が州知事等を相手どり、批准の無効を主張して出訴した。理由は以下の三点である。(1)上院で決定票を投じた副知事(上院議長)には投票権がない。(2)州は一旦拒否した修正案を後に批准することはできない。(3)当該修正案が発議されてから既に一三年経過しているが、これは、発議と批准の同時代性を確保するための合理的な期限を越えており、発議は既に失効している。

これに対して、ヒューズ長官の筆になる最高裁法廷意見は、大要、以下のものであった。

第一の論点については、ヒューズ長官は理由を明示せずに、副知事は決定投票権を有するとした州最高裁の見解をそのまま支持した⁽¹⁰⁹⁾。また、第二の論点については、ヒューズ長官は、合衆国憲法第五條は州による「批准」についてのみ述べており州による「拒否」の問題については何も述べていない(ので司法的判断基準がない)という理由で、これは連邦議会が最終的決定権を有する問題だとした⁽¹⁰⁹⁾。そして、第三の論点については、ヒューズ長官は、憲法修正案の批准は合理的な期間内になされるべきだが、しかし、「何年」がその合理的な期間なのかを連邦議会が定めていない場合には、憲法条文中

に判断基準がない以上裁判所はそれを決める責任を負わない、と答えた⁽¹⁰⁹⁾。また、同長官は、「合理的期限」の問題は政治的、社会的、経済的、等の諸条件を評価することを必要とするが、これは、司法裁判所において証拠調の範囲内で行なわれ得ることではなく、政府の政治部門で考察されるに適した問題だ、とも述べた⁽¹⁰⁹⁾。

なお、この判決の中で、ヒューズ長官は、「当該問題が政治問題か否かを決める際に決定的な要因は、わが国の政治制度の下で政治部門の決定に終局性を与えることの適当性と司法的決定のための充分な基準の欠如である。」と述べた。これが、後に、政治問題に関する論議の中でしばしば引用されることになる。

(4) 判例の評価

以上、憲法修正の有効性の問題の司法審査に関する八件の判決を検討した結果、次のことが言えよう。すなわち、Coleman 判決とそれ以前の七件の判決は決して矛盾するものではない。つまり、憲法修正の効力に関する問題でも、憲法の明文あるいは条理上明白な判断基準がある場合には裁判所は判断をためらわない。ただし、Coleman 事件の場合のように、憲法上も条理上も何ら判断基準を発見できない場合には、まさにそれは法律問題ではなく、政治問題となる。従つて、「憲法修正に関する全ての問題は政治問題である。」⁽¹¹⁰⁾ という判例法があるわけではない。

ところで、かように Coleman において最高裁は、「判断基準の欠如」ということを政治問題の法理を援用する理由のひとつとしているが、合衆国憲法と最高裁判所の歴史を見れば、これまで、

何が「平等」で何が「正当」か、あるいは何が「合理的」か、といった、条文上に明確な根拠が得がたい漠然とした問題に判断を下すことを、最高裁はためらつてはいない。にもかかわらず最高裁が、何が「合理的」な期限かという問題について、Coleman においては「判断基準がない」から判断しないとすることは、いかにも口実のように見える。この点は後に改めて検討を要するであろう。また、以上に検討した八件の判決では、最高裁は、政治問題の法理を採用する与否にかかわらず、全て、結果的には、合憲性を問われた政治部門の行為を是認したことになる。ここで問題となることは、仮に、憲法条文あるいは条理上きわめて明白に「違憲」な憲法修正が行なわれた場合に、果たして、最高裁は、これまでの判例の立場に従つて「違憲判決」を下すことができるか、ということである。つまり、仮に違憲であつたとしても、既にある程度の期間にわたつて有効な憲法修正として国民に受け入れられてきたものを最高裁が違憲であるとするのが、国民生活上の大きな混乱を惹起するであろうことは、想像するに難くない。ここに、判決が惹き起こすであろう結果に対する配慮、という政治問題の法理に関する判例においてしばしば登場する要因が注目されることになる。この点も、後に改めて検討を要するであろう。

5 法律の形式的効力

憲法の形式的効力の問題と類似したものとして、法律の形式的効力の問題がある。アメリカ合衆国の歴史を通じて、法律の形式的効力

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

を争う訴訟がいく度か最高裁へやつてきた。これらの事件の中には、最高裁が政治問題の法理と類似した処理を行なつたものがある。

(1) Gardner 判決

この種の事件として最初に合衆国最高裁に提出されたものは、Gardner v. Collector (1857)⁽¹¹⁾ である。事実の概要は以下のとおりである。連邦議会が茶税法を可決し、それは、大統領の署名も得て施行された。しかし、ある商人が同法に基づく納税を拒否した。理由は、大統領の署名の際に「年」の記載がなされなかつたことである。上告人の主張によれば、法律は全て、事後法を防ぐために、大統領によつて署名された年月日が記されていなければならない。

これに対して、ミラー判事の筆になる法廷意見は、大要以下のものであつた。(1)憲法上、大統領は、法案に署名する際に年月日を明記する義務など課されていない。(2)現行法上、國務長官は、法律の施行年月日を記録する義務がある。(3)ある法律の施行年月日の問題が法廷で問われた場合、裁判官は、性質上その問題に対して明確かつ満足な答を提供するであろう如何なる情報(例えば國務省の記録)を利用することもできる。⁽¹²⁾

かように、本件において、最高裁は争点に対する独自の判断を下しており、政治問題の法理に訴えてはいない。

(2) Phillips 判決

ところで、現在ヴァージニア州アレクサンダ郡と呼ばれている地域は、かつては首都コロンビア特別区の一部として連邦に提供されていた。しかし、一八四七年に、この地域は、住民投票を経て、ウ

アージニア州に返還された。この返還の有効性が後に問われた事件が *Phillips v. Payne*(1875)⁽¹³⁾ である。この地域に居住するひとり
の納税者が、税金還付請求の前提問題として、一八四七年以来この
地域に統治権を行使してきた政府の存在を否定することを、裁判所
に求めた。理由は、一八四八年の返還を決定する権限を住民投票に
授権するために連邦議会が制定した法律が連邦憲法に違反するとい
うものであった。

これに対して、合衆国最高裁は、全員一致で、大要以下のような
理由で原告の主張を斥けた。すなわち、確立されたコモン・ローの
原則によれば、ある地域を確実に掌握している「事実上」の政府
(*a government de facto*) は合法政府 (*a government de jure*) と
みなされる。⁽¹⁴⁾

更に、最高裁はこの判決の中で、仮に原告の主張が正しいとした
ら、長期にわたつて存在した政府が無効になることにより一種の無
政府状態を惹起してしまふであろう、ということにも注意を払つて
いる。ここに、政治問題の法理に特有な配慮がみられる。

(3) Field 判決

更に、法律の形式的効力の問題に関するもので最もやつかいな事
件が、一八九一年に合衆国最高裁へやつて来た。 *Field v. Clark*
(1891)⁽¹⁵⁾ である。

一八九〇年に連邦議会は関税法を可決したが、それが、大統領の
署名を受ける際に、手違いから、一条欠落したものになつていた。
そして、同法の欠落部分以外の条文に従つて関税を納付した法人が、

納付金の還付を訴求した。理由は、この一条の欠落が同法全体を無
効にする、というものであった。

それに対して、ハーラン判事の筆になる法廷意見は、大要以下の
ような理由で、原告の主張を斥けた。(1) 両院議長と大統領の署名と
国務長官の証明を、当該法律が有効に成立したことの確定的な証拠
として、受け容れることが賢明である。(2) 仮に、裁判所が同法を無
効としたら、同法が有効だという前提の下に築かれてきた公法私法
全般にわたる様々な法律関係が崩れることになり、社会生活上多大
の混乱が惹起される。⁽¹⁶⁾ また、ハーラン判事は、司法部と対等な政治
部門に対する正当な敬讓ということにも注意を払つていた。⁽¹⁷⁾

(4) 判例の評価

以上の判例の検討がわれわれに教えてくれることは以下のことで
あろう。すなわち、法律の形式的効力の問題は、合憲解釈が不可能
で、かつ、当該法律を無効にしたのでは社会生活上の大混乱が惹起
される可能性の高い場合に限り、政治問題とされている。

6 外交・国際問題

合衆国の外交および対外関係は、これまで一般に「政治問題」と
して引用されてきた一群のリーディング・ケースを生み出してき
た。

しかし、それも、*Baker* 判決の中でブレナン判事が明言したとお
り、「対外関係にかかわる事柄は一切司法審査を免れる。」⁽¹⁸⁾ などと

「(12) 例えは、条約の効力の認定の問題について、
合衆国最高裁は、ある場合には独自に解釈したが、他の場合には独自の判断を回避して政治部門の決定をそのまま受け容れている。(12) この矛盾の原因を検討してみる必要がある。

もちろん、裁判所に持ち込まれる国際問題も、それが、国際法あるいは国内法の適用問題である以上、司法裁判所の判断を求めることは、理論上、常に可能である。にもかかわらず、この分野では政治問題の法理が適用されることが多い。

そこで、以下に、外交・国際関係(除、戦争権限)の分野の先例を類型別に細分類し、それぞれにつき、「何が「何故」裁判所によつて判断「された」あるいは「されなかつた」かを検討することにより、政治問題の法理の本質を追究する作業の一部としたい。

i 条約の存続・効力

合衆国最高裁は、ある条約が既に失効しているか否かの問題にしばしば直面した。そして、そのような場合、最高裁は、通例、政治部門の判断に従つてきた。

例えは、スペインがフロリダをアメリカ合衆国に譲渡した一八一九年の条約がスペイン憲法に違反して無効だと争われた *Doe v. Braden* (1835) (12) において、トニーニ長官は、以下の理由で、争点に関する判断を拒んだ。(1) 条約締結の相手方当事者の相手国憲法上の能力については、大統領の方が裁判所よりも正確な情報を入力できる。(2) このような問題を事後に裁判所が審査できるとすると、大統領が、その憲法上の義務である、対外関係の処理を遂行できなく

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

(13)

ここに、国政上の混乱を回避する必要と外交問題は性質上一元的な処理が必要だという配慮が窺われる。

しかし、他方、政治部門の明確な判断が示されていない場合には、合衆国最高裁は条約を独自に解釈することをためらっていない。

例えは、一八二三年の *Soc'y for Propagation of the Gospel in Foreign Parts v. New Haven* (13) において、最高裁は、英米相互に相手国の資産を自国内で保障することを定めた一七八三年と一七九四年の条約の効力に対英戦争が与える影響につき、独自の判断を下し、英国人の財産を没収する州法を無効にした。その際、連邦政府はこの問題に関するいかなる意思表示もしていなかつた。(13) この場合には、同一問題に関して合衆国が複数の意思表示をして国政上の混乱を招く虞はなかつた。なお、本件の他にも、条約と州法の優劣が争われた事件においては、合衆国最高裁は、一貫して、独自の判断を下してきた。(13)

ii 国境線の認定、領土の帰属および領海の範囲

国家の領域高権の及ぶ範囲に関する紛争が法廷に持ち込まれた場合、合衆国最高裁は、一貫して、連邦政府の主張をそのまま受け容れ、独自の判断は下さずにきた。

例えは、一八二九年に判決の下された *Foster v. Neilson* 事件(13) では、一八〇〇年に西フロリダの領有権がスペインからフランスへ移転した当時のフロリダとルイジアナの境界線はどこにあつたかという争いが争われた。これは、一八〇〇年のスペイン・フランス間の

条約の対象になつてゐる「ルイジアナ」に西フロリダが「含まれる」とする合衆国政府の主張と「含まれない」とするスペイン政府の主張の対立が、土地所有権をめぐる民事訴訟の形で、法廷に持ち込まれたものである。

これに対して、マーンシャル長官の筆になる合衆国最高裁法廷意見は、以下の理由で、合衆国政府の主張を容れた。(1)司法部は、外国に対して自国の利益を主張することを託された部門ではない。(2)裁判所の任務は、通常、国家の政治部門が定めた原則に従つて個人の権利につき裁定することである。(3)国境の認定のような問題は、法的問題というよりはむしろ政治的問題であり、この問題を論ずる場合には、裁判所は立法部の表示した意思を尊重しなければならぬ⁽¹²⁸⁾。

かように、ここでは、外交権限が政治部門に委ねられているといふことと、司法の任務の性質と、ここで問われている問題の特質が、指導的要因となつてゐる。

次に、*Williams v. Suffolk Ins. Co.* (1853)⁽¹²⁹⁾ は、保険金支払請求訴訟であるが、その前提問題として、南米のある群島の帰属が問題になつた。この群島についてはブエノス・アイレス政府が領有権を主張し続けていたが、合衆国政府は、その主張をはつきりと否定し続けていた。

この問題に対して、ムリーン判事の筆になる最高裁法廷意見は、以下の理由で、合衆国政府の主張を容れた。(1)執行部は外交に関する権限と責任を負つてゐる。(2)仮に、外交問題に関する執行部の決

定に終局性を与えず、それを後に司法部が審査し得ることにすると、重要な外交問題について執行部と司法部の間に調整不可能な意見の相違が生じてしまい、混乱が惹起される⁽¹³¹⁾。これも、政治問題の法理に関連してしばしば展開される議論である。

同様に、合衆国の領海の範囲に関しても、最高裁は、政治部門の主張を審査することを控え、そのまま受け容れた。

一八九一年の *Ex parte Cooper* 判決は、連邦法による明示の授權によらずに行政部が合衆国の支配を領海外へ拡張したことから起こつた事件に関するものである。つまり、アラスカ領内におけるオットセイ等の捕獲を禁じた連邦法を根拠として合衆国の公務員が公海上で英国の船を拿捕した事件が最高裁へやつてきたものである。

この問題に対して、フラール長官の筆になる法廷意見は、大要以下の理由で、独自の判断を控え、執行部の主張をそのまま受け容れた。(1)憲法と法律により政治部門に授權された事項につき、司法部は政治部門の決定にしばられる。しかし、政治部門が意思表示をしていない場合には、司法部は問題を決定すべきである。(2)その点、合衆国執行部は、以前から、問題の海域に合衆国の主権が及ぶと主張し続けているし、その問題については現在でも外交交渉中である。また、連邦議会も、明らかに、問題の海域にまで合衆国の領海を拡げようとする意図していた。(3)従つて、司法部はこの問題に介入できな⁽¹³³⁾い。

かように、領海の範囲が問われた場合に、政治部門による明白な

決定がある以上、司法部は介入しない。同時に、これまでに検討した他の国際問題の場合と同様に、ここでも、政治部門の決定が存在しない場合には司法部が独自の決定を下す可能性も、明確に留保されている。

iii 国家あるいは政府の承認

国家あるいは政府の承認についても、合衆国最高裁は、政治部門の決定に従う慣行を有している。

一八一八年の *U. S. v. Palmer* 判決は、合衆国の市民であつたものが、合衆国国籍の船を使用して、公海上でスペイン船を襲つて掠奪した行為が、独立国（メキシコ共和国）の発した捕獲免許状に基づく国際法上の合法行為であるのかあるいは単なる海賊行為であるのかが、争われた事件に関するものである。

被告人は、合衆国の裁判所において、海賊行為の嫌疑で審理を受けていたが、自分達はメキシコという独立国の発した捕獲免許状を有しているから、国際法上の合法行為を行なつたまでだ、として無罪を主張した。争点は、当該免許状を発した主体が果たして国際法上の主体たる国家あるいは政府なのか、ということであつた。当時、合衆国政府は、メキシコを、国家としても政府としても、未だ承認していなかつた。

これに対して、マーシャル長官の筆になる合衆国最高裁法廷意見は、大要以下の理由で被告人の主張を斥けた。

かような問題は、性質上、法的というよりむしろ政治的な問題であり、このような問題は、法がどうあるべきかを宣言できる者が処

理するにふさわしいものである。つまり、国外の勢力に対して、自分の国際的な判断が正しかつたということを証明できるように自国を国際社会の中で動かすことのできる者、すなわち、自国の外交権限を託された者だけが、このような問題を判断できる。

また、*Palmer* 事件の直後に合衆国最高裁へ提出された *U. S. v. Klintock* (1820) も、事実関係と争点は *Palmer* 事件とほぼ同様であつた。そして、この法廷意見の中で、マーシャル長官は、後にしばしば引用されることになる、次の一句を残した。

「メキシコ共和国、その存在についてわれわれが何も知らない共和国……」

つまり、合衆国政府（の政治部門）が承認するまでは、その「国」も「政府」も合衆国司法部にとつては「無」だということである。ここに、外国政府承認の問題の性格が端的に表われている。

iv 交戦団体の承認

国家や政府の承認と類似したものとして、交戦団体承認の問題も、政治問題の先例を残している。一八九七年の *U. S. v. Three Friends* 判決である。

これは、海事審判事件に関するもので、事実関係の概要は以下のとおりである。

当時、スペインからの独立戦争を闘つていたキューバに協力するために米国内で建造された武装船が、友好国に対する敵対行為を禁じた連邦法に触れ没収されそうになつた。ただし、アメリカ法では、海外における交戦団体が使用している船舶を没収することは禁じら

れていたために、果たして「キューバ」が交戦団体か否か、ということが、前提問題として争われた。

これに対して、フラー長官の筆になる合衆国最高裁判廷意見は、以下のような理由で、被告人の主張を斥け、没収手続の続行を命じた。

交戦状態がいつから存在するかは決定は政治部門に属する。そして、裁判所は、政治部門の決定をその表明された意思通りに受け容れねばならない。⁽¹³⁹⁾

▼ 友好国公船の免責

ところで、友好国公船の免責を決定する際に、合衆国最高裁判廷は、合衆国政府(國務省)の意思表示があればそれに従い、それがない場合には自ら決定する。ただし、その際にも、最高裁判廷は、あくまでも、それまでに政治部門が確立した判断基準に従つて免責を決定する。従つて、この問題に関しては、司法部の自由裁量の余地はまったく残されていない。

一九四三年の *Ex parte Peru* 判決⁽¹⁴⁰⁾は、合衆国内の地裁で民事訴訟の被告とされていた船舶の所有者であるペルー政府が「友好国公船の免責」を主張して争つた事件に関するものである。

ストウン長官の筆になる最高裁判所法廷意見は、大要以下のとおりである。

裁判所は、執行部による外交政策の遂行を妨げるような形で友好国の財産を差し押えたり没収したりはしない。何故なら、仮に、そのようなことをしたら、それは当該外国に対する挑戦であり、自国

と当該外国との関係に悪影響を与える。従つて、司法部は、友好国公船の免責に関しては、執行部の決定に従うべきである。そこで、この問題については國務省の決定が終局的なものであり、それは争われ得ない。⁽¹⁴¹⁾

なお、ストウン長官は、この結論を出す際に、*U. S. v. Lee* ⁽¹⁴²⁾ ⁽²⁸⁰⁾ を引用している。これは、合衆国の免責が争われた事件ではあるが、この種の問題の本質をかなり明確に指摘しているものである。以下に、ミラー判事の法廷意見の要旨を引用しておく。

自国領内にある外国の財産を没収するか否かの問題は、戦争と平和の問題を含んでおり、第一に、外交の場で交渉あるいは戦争をしてでも国際社会における自国の利害を調整できる立場にある、政治部門が取扱うべき問題である。⁽¹⁴³⁾

更に、同じく友好国公船の免責が争われた *Mexico v. Hoffman* ⁽¹⁴⁴⁾ ⁽³⁷⁶⁾ において、ストウン長官は、大要以下のような合衆国最高裁判廷意見を書いた。

(1) 友好国公船を合衆国の裁判所が差し押えることに起因する紛争は、司法過程における強制によつてでなく、外交交渉によつて調整された方が公益に最良の貢献をする。(2) しかし、政治部門による決定がない場合には、当該船舶が差し押えられた時点でそれが友好国政府に属するものであつたか否かを、裁判所が決定できる。ただし、その際にも、裁判所は、外交を妨害して自国の国際関係を毀損してはならず、あくまでも、⁽¹⁴⁵⁾ 政治部門によつて採用された基準に従つて決定しなければならない。

vi 外国の外交官たる地位の承認

訴訟の当事者が、法廷で、自分が外国の外交官である（から外交特権がある）と主張した場合、合衆国最高裁は、その主張の当否につき、國務省の決定に従う。

例えば、一八八四年の *Ex parte Hitz* 判決⁽¹⁶⁾において、合衆国最高裁は、國務省の見解に無条件に従い、被告人の「外交特権」の主張を斥けた。その際、特に明確な理由は述べられていない⁽¹⁷⁾。

また、一八九〇年の *Ex parte Baiz* 判決⁽¹⁸⁾においても、合衆国最高裁は、*Hitz* 判決を引用して、被告人の外交特権の主張を斥けた。その際、フラー長官は、大要以下のような法廷意見を述べている。

(1) 一般に、ある人物が外交官か否かの認定の問題は、微妙で重大な性質の問題である。(2) われわれは、単に技術的に情報が得られないからこの問題を処理しただけではなく、そもそも、外交官たる地位を主張している人物の公的な性格に関する執行部の決定を審査する権限を司法部が有しているとは思っていない。(3) 従つて、裁判所は、ある人物の外交官たる地位を証明あるいは否認する國務省の見解をそのまま無批判に受け容れるものであり、裁判所は、この問題に関する他の証拠を調べることはできない⁽¹⁹⁾。

vii 外国人の出入国管理

外国人の入国、滞在、帰化の実体的条件の問題は事実上の政治問題であるといわれ⁽²⁰⁾、アメリカにおける政治問題に関する議論においては、外国人の出入国管理に関する判例も、しばしば引用されている⁽²¹⁾。

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

確かに、この分野の先例において、合衆国最高裁は、「合衆国は、主権国として、外国人の入国を禁止あるいは制限する絶対無制限な権限を有しており、この権限の行使は司法審査に服さない……」旨の意見を、しばしば、表明している⁽²²⁾。

このような見解は、一見、政治問題の法理の表明のようにも読める。しかし、これが「外国人」の処遇の問題である以上、これらの判例は、単に、「外国」人は「合衆国」憲法上いかなる権利も保障されていないので、外国人の入国制限は合衆国政府の完全な自由裁量の内にある、と述べているだけのことも知れない。現に、いくつかの判例が、明確に、「外国人は合衆国憲法上いかなる権利も有していない。」と判示している⁽²³⁾。すなわち、外国人の出入国に関する規制はいかなる法律問題にもならず、単に政策選択の問題にすぎず、それは、そういう意味において、政治部門の「完全な」自由裁量の内にあるというわけである。現に、合衆国最高裁は、これらの判例において、「立法の賢明さを判断することは司法部の仕事ではない」旨、述べている⁽²⁴⁾。

従つて、この分野では、政治問題の法理は適用されていない、とみるべきであらう。

viii 国際航空路線の認可

政治問題の判例として必ず引用されるもののひとつは、*Chicago and So. A. L. v. Waterman Steamship Corp.* (1948) ⁽²⁵⁾ があげられる。

これは、大統領の承認を得て行政委員会が民間業者に対して国際航空路線を認可したことに対して、認可を争つて得られなかつた他

の業者が異議を申し立てた事件である。

それに対して、ジャクソン判事の筆になる合衆国最高裁法廷意見は、大要以下の理由により、この種の問題は司法審査の対象にならないとした。

(1)当該問題は国防とかかわりがあるが、国家の対外的利害に関しては、政府の部門間で衝突など起こさず、国益が促進されるように権限が配分されるべきである。(2)この種の問題を司法審査に服させることは、大統領が管理している外交機密を公にして、外交を台無しにしてしまう。しかし、仮にその種の機密情報を司法部が入手し得るとしても、外交に関する政治部門の決定は本質的に政治的で非司法的であり、そのような決定は憲法により政治部門に授権されている。(3)このような問題は、微妙で複雑で、多分に予測の要素を含むが、そのような問題の決定は、外交の結果を直接被る国民に対して直接責任を負う(政治)部門が担当すべきことであり、これは、司法部が適性も責任も有していない問題である。(13)

かように、ここでは、典型的な政治問題の法理が展開されている。

7 戦争権限と戦時立法

戦争の遂行は、事柄の性質上、一面では多数の国民の生命、自由、財産を脅かすために、しばしば、政府の戦争権限あるいは戦時権限の限界に関する深刻な法律問題を提起する。これも、政治問題の法理の論じられる領域である。

(1) Martin 判決

この分野におけるリーディング・ケースは Martin v. Mott (1820) である。

事件の概要は以下のとおりである。

対英戦争の当時に、大統領の要請に応じてニュー・ヨーク州知事は民兵(Militia)を召集した。それは、「侵略を受ける危険のある場合には大統領は民兵を召集できる。」という一七九五年の法律の規定に従つたものである。しかし、その召集を受けた民兵のひとり、未だいかなる侵略も受けていない段階で大統領は民兵を召集できないと主張し、応召を拒否し、裁判になつた。そして、民兵の召集を正当化する緊急状態の存否の認定権の問題が争われた。

これに対して、ストーリー判事の筆になる合衆国最高裁法廷意見は、大要以下の理由で、緊急状態が発生しているか否かの決定権は排他的に大統領に属し、大統領の決定は他の全ての者および機関を拘束する、という結論を下した。

(1)合衆国憲法第一条第八節第一五項および第一六項の下に、連邦議会は民兵の召集、編成、装備、規律等に関して規定する権限を有するが、連邦議会はこの権限を行使して、侵略に対して反撃する権限あるいは侵略の危険に備える権限を、大統領に授権した。(2)この法律により大統領に授権された緊急状態の発生を認定する権限は、性質上、合衆国の存立にかかわる状況下で行使されることが期待されるが、そのような状況下で、大統領の発する召集命令が即座に履行されなければ、国家の安全が害されてしまう。すなわち、大統領

の召集命令に対して、その前提となる大統領による緊急状態発生
の認定を大統領の部下あるいは裁判所がいちいち審査できるよ
うで、合衆国は容易に侵略されてしまう。⁽¹⁶⁵⁾

要するに、非常時には国家の存立が他の全ての要請に優先する
わけである。

同様に、合衆国最高裁は、南北戦争の勃発時点が争われた「*The Prize Cases* (1863)」においても、内乱に対して民兵を召集して
抗する権限を有する大統領が内乱発生時点に関して排他的な決定権
を有しておりその決定は争われ得ない旨判示した。⁽¹⁶⁶⁾

以上要するに、民兵を召集するための法律上の要件である緊急状
態の存否の認定は政治問題である。

(2) 戦時立法

しかし、これまでの合衆国最高裁判例において、戦争権限ある
いは戦時権限に関する問題が全て政治問題とされてきたわけでもな
い。

例えば、第一次世界大戦に関して、対独休戦が調印された後に成
立した「戦時禁酒法」の効力が争われた *Hamilton v. Ky. Distill-
eries & Warehouse Co.* (1919) において、合衆国最高裁は、「戦
時権限は、戦場で勝利する権限に限られず、敵対行為の再発を防ぎ
戦争から生じた害悪を除去する権限をも含む」として、未だに「戦
争」は終了していないと認定し、当該立法を有効とした。⁽¹⁶⁶⁾ ここにお
いて、最高裁は独自に戦争の終期を認定している。また、その他の
戦時立法の効力が争われた多くの事件において、最高裁は、問題の

審査は拒まなかつたが、いずれの場合にも、政治部門の広い自由裁
量権を認めて、当該立法を合憲としている。⁽¹⁶⁷⁾

かように、戦争権限あるいは戦時立法に関する事件において、合
衆国最高裁は、政治問題の法理あるいは自由裁量の法理のいずれに
依拠するにせよ、政治部門の行為を支持する傾向にある。

しかし、これにも例外がある。一九五二年の *The Steel Seizure
Case* 判決である。これは朝鮮戦争の最中の事件であつた。

事実の概要は以下のとおりである。一九五一年に、製鉄業界では、
新労働協約の締結をめぐつて、労使が鋭く対立していた。交渉は決
裂し、更に、連邦の委員会による調停も不調に終わった。そこで、
労組は同盟罷業に突入することを決定した。これに対して、トルー
マン大統領は、この同盟罷業は国防を害するとして、大統領の戦時
権限を根拠に行政命令を発し、商務長官に、製鉄工場を直接管理運
営することを命じた。

それに対して、ブラック裁判官の筆になる合衆国最高裁法廷意見
は、大要以下の理由で差止命令を発した。

(1) 大統領がさような行政命令を発する権限は連邦議会の制定した
法律か、あるいは、憲法に由来すべきである。しかし、そのよう
な権限を認めた法律は存在しない。更に、タフト・ハートレイ法
(*Taft-Hartley Act* 労働関係法 (*Labor Management Relations Act*
of 1947)) の審議に際して、連邦議会は、本件の場合のような政府
による工場の管理運営を授権する修正案を否決してさえている。ま
た、憲法の中にもこのような権限を認める条項はない。(2) 従つて、

この大統領命令は立法権の篡奪である。⁽¹⁰⁹⁾

(3) 判例の評価

以上の判例は、われわれに以下のことを教えてくれる。すなわち、戦争権限あるいは戦時権限の領域において、軍隊の運用に直接かわる政治部門の行為が争われた場合には、最高裁は、政治問題の法理を援用して、判断を回避する。しかし、その他の戦時立法の合憲性が争われた事件においては、政治問題の法理が援用された例はなく、最高裁は問題に判断を下す。その際、当該立法の合憲性につき、政府と議会が一致した見解を有する場合には、最高裁は、自由裁量論等を用いて、当該立法の合憲性を支持する傾向にあるが、逆に、政治部門間に見解の対立がある場合には、最高裁は、判断を下す以上、そのいずれかの立場を支持することにより、他方の立場を否定せざるを得ない。

(4) ヴェトナム戦争の合憲性と下級裁判例

ところで、ヴェトナム戦争の末期に、宣戦権限の行使を巡つて、多数の事件が裁判所へやつて来た。

合衆国憲法第一条第八節第一項の下に、連邦議会は戦争を宣言する権限を独占している。その意味では、連邦議会のみが戦争を開始できるはずである。しかし、同時に、大統領もまた、戦争を開始することができる。つまり、大統領は、合衆国軍隊および民兵の最高司令官として、合衆国、合衆国軍隊、合衆国国民あるいはその財産に対する外敵の攻撃があつた場合には、反撃を命ずることに

より、戦争を開始することができる。また、条約締結権⁽¹¹⁰⁾のように、戦争に関係のある権限をふたつの政治部門が共有している分野もある。

このような、競合あるいは重複した権限と責任のあり方が、戦争の開始と遂行に関する議会と大統領の権限争議を生むことになる。ヴェトナムに端を発したインド・シナにおけるアメリカ合衆国の大規模な軍事介入が、好ましい結果を得られぬままに長びいた結果、一九六〇年代の末から、合衆国国民の中に厭戦気分が蔓延してきた。しかるに、戦況は泥沼化し、既に連邦議会の統制を離れ、大統領のインシアティブの下に、戦線は拡大していった。そして、多数の国民が、大統領による戦争遂行に法的な制約を加えようとして、裁判所へやつてきた。彼らの主張は、憲法上議会の専権である宣戦の権限を大統領が篡奪している、というものであつた。

しかしながら、その初期には、インド・シナにおける戦争に合衆国が介入していることの合憲性を裁判させようとする試みの多くは、原告資格の欠如のため、却下された。⁽¹¹¹⁾

また、原告資格の認められた事例においても、下級裁判所は、一般に、争点が司法判断に適さない問題である、と判決するか、あるいは、大統領の行為は合憲であると判決するかした。それに対して、最高裁は、上告を却下するか、あるいは、口頭弁論を経ずに略式裁判で下級審判決を承認した。⁽¹¹²⁾

これらの下級審判決の、大多数のものは政治問題の法理によつて処理されたものと考えられている。⁽¹¹³⁾ *Atlee v. Laird* (1973) がその

典型である。連邦地方裁判所は、ベイカー・テストを参照して、大要以下のような理由で、問題の審査を拒否した。(1)司法的に利用し得る判断基準がない。(2)この問題は憲法明文により政治部門に授權されている。(3)連邦司法部がこのようなやつかいな公的問題に直面することが多くなりつつあるが、このような裁判所の能力と関心の外の領域にたち入ることを回避するために自制することが連邦司法部の義務である。⁽¹⁷⁶⁾

これは、典型的な政治問題の法理の表明である。

他方、政治問題の法理を用いずにウェトナム戦争の合憲性の問題を処理した一群の下級審判決もある。Orlando v. Laird⁽¹⁷⁷⁾がその典型である。

連邦控訴裁判所の判旨は以下のものである。(1)連邦議会に宣戦の権限を授權している憲法規定は司法的に発見・利用できる判断基準を含んでおり、それは、戦争の遂行に何らかの形で関与していることを議会の義務としている。従つて、連邦議会のこの義務を司法部が審査することは政治問題の法理によつて妨げられはしない。(2)裁判所が判断すべきことは、問題とされている軍事行動を大統領が命ずることを連邦議会が大統領に授權したと理解するに足るだけの何らかの行為を議会が行なつてゐるか否か、である。⁽¹⁷⁸⁾

そして、控訴裁判所は、大統領の軍事行動に対する議会の承認が存在するとして、ウェトナム戦争が合憲であるとした。

この方法は ratification theory と呼ばれ、一九七〇年代初期に多数の下級審判決がこの方法を用いて事件を処理した。⁽¹⁷⁹⁾

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

しかし、その後、この ratification theory によつてウェトナム戦争を「正当化」することが不可能なまでに議会と大統領の対立が明白になつてしまつたために、⁽¹⁸⁰⁾ ついに、Holtzman v. Schlesinger⁽¹⁸¹⁾ に至つて、連邦地裁がキャンボディア爆撃の差止めを命ずるまでになつた。⁽¹⁸²⁾ それに対して控訴裁判所は、必要な情報を収集して判断する能力がないという理由で、争点を政治問題として、原審判決を取消し、却下した。

そうこうするうちに、ウェトナム戦争も終了し、この問題に関する最高裁の判断は得られずに終わつた。

8 州兵の管理運営

一九七〇年五月にオハイオ州で起きたケント州立大学事件は全米に大きな衝撃を与えた。それは、大学構内で起きた学生騒動を鎮圧するために州兵が導入され数名の死者と多数の負傷者が出た事件である。

そして、学生運動の指導者達が、州知事、州兵の将校等を相手どつて、訴訟を提起した。Gilligan v. Morgan⁽¹⁸³⁾ である。原告は、ケント州立大学事件の際に州知事により召集された州兵が学生達の言論および集会の自由を侵害し、更に、学生を負傷あるいは死亡させた、と主張した。そして、原告は、州知事に対しては、将来において騒動が未だたいしたこともない段階で州兵を出動させない旨の差止め命令を求め、州兵の指揮官に対しては、将来において騒動鎮圧に際して学生の権利を侵害させない旨の差止め命令を求め、更に、

州兵の運用に関する州法の規定が違憲である旨の宣言判決も求めた。

これに対して、バーガー長官の筆になる合衆国最高裁判廷意見は、大要以下のような理由で、ここで争われている問題は司法判断に馴染まないとした。

(1)原告は、修正第一四条のデュー・プロセスの下に、裁判所が州兵の管理運営を継続的に監視することを求めているが、(2)これは、憲法第一条第八節第一六項の問題で、この条項の下に州兵の組織、装備、規律に関する責任を負っている連邦議会がその権限を行使してその権限の一部を大統領に授権している。(3)従つて、裁判所が州兵の訓練、装備、規律に関して監督するということは、憲法によつて政治部門に授けられた権限に干渉することになる。(4)また、裁判所にはそのような軍事的判断を行なう能力がない。これは、権力分立に由来する。(5)ところで、ここでは単なる助言的意見 (advisory opinion) が求められている嫌いもあるし、更には、既に州が州兵隊の運営に関する規則を改善しているので、本件が模擬訴訟になつてしまつたのではないかという mootness の問題もあるし、また、既に原告は学生でなくなつていたので、原告資格に関する疑問もある⁽¹⁸⁾。

ただし、ここで、最高裁は、州兵に関する全ての問題が司法審査に服さないわけではない、ということも念を押している⁽¹⁸⁾。そして、現に、この同じ事件に関して、死亡した学生達の遺産管理人が知事等を相手どつて提起した損害賠償請求訴訟 (Schuerer v. Rhodes)⁽¹⁹⁾

(20)においては、最高裁は、原告の主張を容れている。

9 逃亡犯罪人の州際引渡

ところで、南北戦争の直前に、奴隷制度に関する南北の政策上の対立が逃亡犯罪人の処遇を巡つて合衆国最高裁へ持ち込まれた事件があつた。Ky. v. Dennison⁽²⁰⁾ である。

ケンタッキーで奴隷の逃亡を幫助して追われた人物がオハイオ州へ逃げ込んだ。しかし、奴隷制度を認めていないオハイオ州の政府はその逃亡「犯罪人」をケンタッキー州政府に引渡そうとはしなかつた。そこで、ケンタッキー州がオハイオの知事を相手取り、合衆国最高裁に訴訟を提起した。原告は、合衆国憲法第四条第二節第二項のいわゆる犯罪人引渡条項とそれを更に具体化した一七九三年の法律に基づき、最高裁が被告に対して職務執行令状を発することを求めた。

これに対して、トニー長官の筆になる法廷意見は、大要以下のものであつた。

(1)当該憲法条項および法律により、州知事は他州で罪を犯して逃亡してきた者をその州へ引渡す義務がある。(2)しかし、これは、法的義務ではなく、道徳的義務の宣言にすぎない。(3)何故ならば、仮に、本件において訴求されているように、州政府に対して連邦政府が何らかの職務執行を命ずる権限があるとすると、連邦政府は、州の最高権力者に対して種々の命令を下して、場合によってはそれに従わない州政府当局者を罰することにより州政府を不能にもできる

ことになる。しかし、このような状況は、州の最高権力者の地位および尊厳と矛盾する。⁽¹⁸⁾

かように、他州からの逃亡「犯罪人」をその州に引渡すか否かの決定は、現にその人物の身柄を確保している州政府の完全な自由と委ねられており、連邦司法部はその決定に介入できない。これもひとつの政治問題であると言えよう。

Ⅲ 判例に見る政治問題のリストと根拠

1 政治問題のリスト

前章で行なつた判例の検討の結果から、合衆国最高裁の判例によつて政治問題とされている問題を列挙してみると、以下のようになる。

州の政治の分野では、

a 共和政体とは何であるのか、の問題（ただし、この問題が政治問題であるということは、理論上、必ずしも当然なことではない。）

b 州の正統政府の認定

c 州の全域を管轄する公職（例えば、知事、副知事）を選ぶための選挙の当選者の決定

連邦の政治および州際政治の分野では、

d 合衆国憲法修正条項の有効性（ただし、裁判所が判断を下すために必要な明確な基準と情報が得られる場合には、政治問題とはな

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

らない。）

e 法律の形式的効力（ただし、合憲解釈が不可能で、かつ、当該法律を無効にする社会的混乱が惹起される可能性がある場合に限り。）

f 政党の全国大会代議員の資格審査

g 逃亡犯罪人の州際引渡

戦争権限・戦時権限の分野では、

h 民兵（州兵）の召集を決定する前提になる緊急状態の発生の認定

i 州兵（民兵）の組織、装備、規律、指揮の細目の決定（ただし州兵の公務執行中の故意過失にもとづく市民に対する不法行為については、政治問題とされなかつた例がある。）

外交・国際問題の分野では、

j 条約の存続・効力の問題（ただし、これらに関する政治部門の態度が不明確な場合および州法との抵触が争われている場合には政治問題とされない。）

k 国境線の認定、領土の帰属および領海の範囲の問題（ただし、これも、それに関する政治部門の態度が不明確な場合には政治問題とされない。）

l 国家あるいは政府の承認

m 交戦団体の承認および交戦期間の決定

n 友好国公船の免責の決定

o 外国の外交官たる地位の承認

P 国際航空路線の認可

2 判例の中に現われた、政治問題の法理の根拠

次に、前章において政治問題に関する判例を検討した際に合衆国最高裁判所自身によつて政治問題の法理を認める根拠として挙げられていたものを、次に整理してみたい。

ところで、政治問題の法理の根拠の問題は、政治問題に関する、最後のそして最も困難な争点である。すなわち、現在のアメリカ憲法学において、政治問題の法理に関する理解が混乱した状況にあることの最大の原因は、とりもなおさず、政治問題の法理を認める根拠に関して一致した見解が得られていないからである。

いうまでもなく、アメリカ合衆国における政治問題の法理は、判例によつて生み出され育まれてきたものである。従つて、次に稿を改めて学説を検討する前に、まず、そのための判断基準を得るためにも、ここで、最高裁判例自身による政治問題の法理の正当化の根拠を改めて確認しておく必要がある。それは以下のようになる。

i 裁判所の能力あるいは権限の欠如あるいは限界の自覚

a 当該問題の排他的な処理権限が、憲法明文上、政治部門に授権されていること

b 当該問題の判断基準となるべき法原則が存在しないこと

c 問われている問題が、法律問題ではなく、単に政策選択の問題に過ぎないこと

d 当該問題の判断に必要な証拠・情報の収集が不可能なこと

と

e 裁判所の任務は個人の権利について裁定することに限られているが、当該紛争では個人の権利以外のものが争われていること

f 当該問題の処理に不可欠な専門的判断能力を裁判所が欠くこと

g 裁判所は、現行憲法体制の正統性を自らの存在の前提とするから、現行憲法体制の正統性は問えない

ii 裁判所が事件に介入した場合にもたらされるであろう結果に対する配慮

h 問題を一元的に処理する必要

i 裁判所が事件に介入することが、かえつて、社会的な混乱あるいは無政府状態を招来する危険

j 裁判所が事件に介入すると対等な政治部門に対する敬讓を欠く結果になること

k 問題を迅速に処理する必要

l 政治過程を司法の介入から自由に機能させる利益

iii i と ii の混合したもの

m 当該問題を判断する排他的な権限を政治部門に委ねることが効果的あるいは適切であること

n 裁判所が、当該問題に関して判断を下しても、その判断が惹起するであろう結果について責任を負う能力あるいは権限を欠くこと

iv) として、希に、以上の理由付けの理論的背景として、「三権分立」の原則が援用されることがある。また、時に、問題が「政治的」だからという理由付けが、他の根拠と併用される場合もある。

これらの論拠が政治問題の存在を果たして十分に正当化し得るものであるか否かの検討は、後に、稿を改めて学説の検討を済ませてから行なうとして、ここでは、以上の「事実」の確認に留めておく。

IV 結 び

以上の作業により、アメリカ合衆国における政治問題の法理に関する判例の動向と実態は、一応、明らかにすることができたであろう。

すなわち、合衆国最高裁の判例法として、政治問題の法理は、確かに存在しており、その範囲は特定の国家行為群に限定されている。そして、最高裁が政治問題の法理に訴える契機としては諸々の要因があるが、それらは以下の二類型に大別できるものである。第一が、司法部が当該問題を判断する「能力」がないと感ずることであり、第二が、司法部が当該問題に介入した場合にもたらされるであろう「結果」に対する配慮である。以上の事実は後に、アメリカ合衆国における政治問題の法理に関する諸学説を検討する際の判断基準となるものであろう。

更に、いまひとつ注目に価する事実は、合衆国最高裁判例において、「権力分立」および「政治性」という概念は、いずれも、政治

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

問題の法理の決定的な根拠として用いられたことがなく、また、政治問題を他の国家行為から割すための決定的な要因として用いられたいこともない。この事実は、後に日本国憲法の下における統治行為諸論を検討する際に忘れてはならないことであらう。

- (1) ここで言う「(通常の)訴訟要件」とは以下のものである。すなわち、裁判所の管轄権 (jurisdiction) があり、訴に事件性もしくは争訟性があり、かつ、原告に資格があり事件が対立的で (the case and controversy requirements of standing and adversariness are satisfied) 更に争点が十分に具体的で「事件が抽象的もしくは模範的ではない」(the issues are sufficiently concrete, and the case is properly ripe and yet not overripe or moot). See, e. g., *Flast v. Cohen*, 392 U. S. 83 (1968); *Data Processing Service Org., Inc. v. Camp*, 397 U. S. 150 (1970); *O'Shea v. Littleton*, 414 U. S. 488 (1974); *Schlesinger v. Reservists Committee to Stop the War*, 418 U. S. 208 (1974); *Warth v. Seldin*, 422 U. S. 490 (1975); *Poe v. Ullman*, 367 U. S. 497 (1961); *Boyle v. Landry*, 401 U. S. 77 (1971); *Roe v. Wade*, 410 U. S. 113 (1973); *Steffel v. Thompson*, 415 U. S. 452 (1974); *DeFunis v. Odegaard*, 416 U. S. 24 (1974); etc.
- (2) アメリカ憲法学における政治問題に関する議論の代表的なものを以下に挙げる。Finkelstein, *Judicial Self-Limitation*, 77 Harv L. Rev. 338 (1924); Field, *The Doctrine of Political Questions in Federal Courts*, 8 Minn. L. Rev. 296 (1925); C. Post, *The Supreme Court and Political Questions* (1936); Frank, *Political Questions*, in *Supreme Court and Supreme Law* (E. Cahn ed. 1954); Wechsler, *Toward New*

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

一一二 (四二二)

tral Principles of Constitutional Law, 73 Harv. L. Rev. 1 (1959); A. Bickel, *The Least Dangerous Branch* (1962); L. Jaffe, *Judicial Control of Administrative Action* (1965); Scharf, *Judicial Review and the Political Question: A Functional Analysis*, 75 Yale L. J. 517 (1966); Tigar, *Judicial Power, The "Political Question Doctrine", and Foreign Relations*, 17 UCLA L. Rev. 47 (1970); Sternstein, *The Justiciability of Confrontation: Executive Secrecy and the Political Question Doctrine*, 16 Ariz. L. Rev. 140 (1974); P. Strum, *The Supreme Court and "Political Questions": A Study in Judicial Evasion* (1974); Henkin, *Is There a "Political Question" Doctrine?*, 85 Yale L. J. 597 (1976); Firsman, *The War and the Political Question Doctrine*, 49 Colo. L. Rev. 65 (1977); L. Tribe, *American Constitutional Law* 71 (1978).

(3) わが国における統治行為に関する議論としては、例えば、以下のものがあつた。
肯定説(ただし、程度の差はある)。

山田準次郎・「統治行為について」公法研究二三号、同・「衆議院の解散と統治行為」法律論叢二七巻四号、同・「統治行為論」入江俊郎・「統治行為」公法研究二三号、水木惣太郎・「統治行為」日本法学三三巻三号、沼尻芳孝・「統治行為と刑事裁判権」判例タイムズ一四八号、堀口康博・「統治行為の発展」早稲田政治経済学雑誌一四三号、雄川一郎・「統治行為論(一)(二)(三)完」国家学会雑誌六八巻三・四号、九・一〇号、七〇巻一・二号、市原昌三郎・「司法的審査の限界」一橋論叢三二巻五号、芦部信喜・「統治行為と行政事件訴訟」行政法演習Ⅱおよび憲法訴訟の理論に所収、西尾昭・「統治行為につ

づ」同志社法学三三号、金子宏・「統治行為」行政法講座二巻、同・「統治行為」ジュリスト一三二号、同・「統治行為の研究(一)」(二)(三)(四・完)「国家学会雑誌七二巻八・一一号、七三巻二・九号、森順次・「わゆる統治行為と最高裁判所の最初の判例」彦根論叢七〇・七一・七二号、外間寛・「統治行為」につづく」公法研究四一号、その他。

否定説

磯崎辰五郎・「わゆる統治行為と我が憲法」民商法雑誌三九巻、同・「わゆる統治行為を肯定する学説の批判」阪大法学三二号、同・「わゆる統治行為につづく」法学教室4、同・「統治行為説批判」寛道豊治・「憲法における自由裁量の概念」阪大法学四〇・四一号、小嶋和司・「東京地裁の衆議院解散無効判決について」自治研究三〇巻四号、林田和博・「司法権の範囲」憲法講座4、奥平康弘・「統治行為」理論の批判的考察、法律時報昭四八・八随増、同・「長沼判決と統治行為論」法律時報四五巻一四号、同・「長沼控訴審判決と統治行為論」法律時報四八巻一四号、小倉正恒・「統治行為論の批判的考察」尾道短期大学研究紀要一九・二〇・二一、二三集、須崎実・「我が国における「統治行為論」に就いて」阪南論集四巻一・二号、その他。

(4) 最高昭三四・一二・一六 大判 刑集二三巻一三三・三二五頁(砂川事件)、東京地昭二八・一〇・一九 行裁四巻一〇号二五四〇頁、東京高昭二九・九・二二 行裁五巻九号二二八二頁、最高昭三五・六・八 大判 民集一四巻七号一二〇六頁(以上、苦米地事件)、札幌地昭四八・九・七 判時七二二号二四頁、札幌高昭五一・八・五 判時八二二号二頁(以上、長沼事件)、水戸地昭五二・二・一七 判時八四二号二頁(百里事件)。

(5) アメリカ合衆国における政治問題については、既にこれまでにも、

多数の論稿により、わが国へ紹介されている。代表的なものとして、以下のものがある。高柳賢三・「連憲立法審査権の政策的制約」 国家学会雑誌四九巻七号、橋本公宣・「司法権と政治問題」 法学新報五九巻九号、田中和夫・「アメリカにおける司法審査の限界」 民事訴訟雑誌一号、雄川・前掲「統治行為論(二)」、市原・前掲、入江・前掲、山田・前掲「統治行為論」、久保田きぬ子・「アメリカにおける『政治問題』」 公法研究一三三号、安倍治夫・「アメリカにおけるいわゆる『政治問題』の司法審査不適性に関する理論について」 自由と正義七巻八号、金子・前掲「統治行為の研究(三)」、西尾・前掲、大野盛直・「アメリカの司法審査におけるいわゆる政治問題 (political questions) について」 愛媛大学紀要第四部五巻一、尾吹善人・「政治問題」の問題性」 新潟大学法経短期大学部法経論集二八号、「政治問題」の意義と現実」 静岡大学法経短期大学部法経論集二八号、水木・前掲、横田喜三郎・違憲審査 二一四章、藤田泰弘・「アメリカ合衆国における『政治問題の原則』とその近況」 訟務月報二二巻一三三号、諸根貞夫・「アメリカ合衆国における政治問題の法理」 早稲田大学大学院法研論集一六号。

(6) この「共和政体」(Republican Form of Government) という術語が何を意味するかということは、アメリカにおいても必ずしも明確にされてはいない。一応、合衆国憲法制定当時の一三州の政体を指すとか、あるいは、主権の基礎を市民に置く統治型体と、解されているようである。参照、塚本重頼・註解アメリカ憲法一五四頁。See also 1-3 J. Adams, *Defence of The Constitution of The United States* (1777-78).

(7) *Luther v. Borden*, 48 U. S. (7 How.) 1 (1849).

(8) See, e. g., *Baker v. Carr*, 369 U. S. 186, 223 (1962); *J. No-*

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

walk, et al, *Handbook on Constitutional Law* 107 (1978); W. Lockhart et al, *Constitutional Law; Cases, Comments, Questions* 143 (1975); Corwin's, *Constitution and What It Means Today* 266 (1978); M. Shapiro & R. Tresolini, *American Constitutional Law* 76 (1976).

(9) ただし、*Luther* 判決は、必ずしも、合衆国最高裁判所が政治問題の法理に論及した最初の判決ではないようである。例えば、一八〇三年に司法審査権を確立したと言われている *Marbury v. Madison* 判決において、マーシャル長官の筆になる法廷意見は、「その性質上政治的な問題は……裁判所に提起できない。」と述べた。(5 U. S. (1 Cran.) 137, 165-66, and 170) しかし、これは単に自由裁量の問題を述べたに過ぎない可能性もある。つまり、当該個所を少し前から読んでみると以下のようになる。「裁判所の職責は、もっぱら、個人の権利について裁定することであり、執行権や執行部の役人が裁量権を有する職務を如何に行なっているかを審査することではない。その性質上政治的な問題、換言すれば、憲法と法律により執行部に委ねられている問題は、当裁判所にこれを提起することはできない。」(Id. at 170) 言うまでもなく、政治問題の法理は、あくまでも、合法性に関する司法「審査権」の可否の問題であり、その意味では、仮に理論上は違法な行為であろうとも、それが政治問題である限りは、裁判所は当該争点に関して独自の判断を示すことはできない。他方、自由裁量権を逸脱した違法行為に対しては司法審査権は及ぶ。その意味で、*Marbury* 判決の下された時点では、政治問題の法理が、未だ、今日に至るほどには明確に認識されつつあったわけではないようである。

更に、その後、一八一八年の *U. S. v. Palmer* 判決によつて、同じマーシャル長官の筆になる法廷意見は、「外国政府の承認という國際法上の問題を、法廷 (legal) によつてはならぬから政治的 (political)

tical) な問題に属せしむる (16 U. S. (3 Wheat.)610) 政府の干渉
行為の是非を争はざらば。

(10) 48 U. S. (7 How.) 1, 38-39.

(11) *Id.* at 39-40.

(12) *Id.* at 40.

(13) *Ibid.*

(14) *Ibid.*

(15) *Id.* at 40-41.

(16) *Id.* at 41.

(17) *Id.* at 41-42.

(18) *Id.* at 42-43.

(19) *Id.* at 43.

(20) *Id.* at 44.

(21) *Ibid.*

(22) *Id.* at 45.

(23) *Ibid.*

(24) *Id.* at 46.

(25) *See, e. g.*, Corwin's, *supra* note 8, at 266; P. Bartholomew,

Leading Cases on The Constitution 171 (1976); Firmage,

supra note 2, at 70; Lockhart, *supra* note 8, at 143; Shapiro,

supra note 8, at 76; P. Brest, Processes of Constitutional

Decisionmaking: Cases and Materials 1164 (1975). だが、

Trib, *supra* note 2, at 73-74⁴⁴ Luther 事件の争奪は「憲法の

たぐひに正確に把握し得る」。

(26) *See, supra* note 25.

(27) Collector v. Day, 78 U. S. (11 Wall.) 113 (1871).

(28) *Id.* at 125-26.

(29) Minor v. Happersett, 88 U. S. (21 Wall.) 162 (1875).

(30) *Id.* at 175-76.

(31) Forsyth v. Hammond, 166 U. S. 506 (1897).

(32) *Id.* at 519.

(33) Kies v. Lowry, 119 U. S. 233 (1905).

(34) *Id.* at 239.

(35) Taylor v. Beckham, 178 U. S. 548 (1900).

(36) *Id.* at 578-81.

(37) *Id.* at 571-73.

(38) *Id.* at 576-78. この「公職は合衆国憲法修正第一四条の保護を受け

る権利であり財産権ではない」という法理のローチヤン・ケイニグ In

re Sawyer, 124 U. S. 200 (1888) による。しかし、治安判事の職

位が争はれた事件である。この控訴は Taylor の後、一九一四年

の Walton v. House of Representatives of the State of

Okl., 265 U. S. 487 で確認された。これは、確切に直面した州の

公務員が地位の確保を求めた事件である。

(39) *See, supra* note 37.

(40) Pacific States Tel. & Tel. Co. v. Oreg., 223 U. S. 118

(1912).

(41) *Id.* at 141.

(42) *Id.* at 143-49.

(43) *Id.* at 150-51.

(44) E. g., Kiernan v. City of Portland, 223 U. S. 151 (1912).

(「ロッキンガムとギンマンの争い」は州の定款を変更するに

対し共和政体と反対するかどうか争われた。); Marshall v. Dye, 234

U. S. 250 (1913) (州憲法の改正手続が共和政体と反対するかどうかを

争はれた。); O'Neil v. Leamer, 239 U. S. 244 (1915) (州憲法

- 州の裁判所に排水区の画定を委任したことが共和政体に対するか否かが争われた。Ohio ex rel. Davis v. Hildebrandt, 241 U. S. 565 (1916) (州の立法の成立要件としてインマンメントによる承認の制度を導入したことが共和政体に対するか否かが争われた。Mountain Timber Co. v. Washington, 243 U. S. 219 (1917) (義務者災害保障制度が共和政体に対するか否かが争われた。Ohio ex rel. Bryant v. Akron Metropolitan Park Dist., 281 U. S. 74 (1930) (裁判官の全員一致反対者がむらりの場合どこか、州の最高裁判所は、州法に対する違憲判決を不服と見なさず、むしろ規則が共和政体に対するか否かが争われた。Highland Farms Dairy, Inc. v. Agnew, 300 U. S. 608 (1937) (裁判の決定権を行政庁に委任したことが共和政体に対するか否かが争われた。このように、共和政体保障条項を根拠として出訴するものは、必ずしも判例法が確立してこそ争ひあふむ。近年は同じく、同様の訴訟が提起された。やはり不成功に終ひつゝ。See, e. g., Kohler v. Tugwell, 292 F. Supp. 978 (1968), aff'd, 398 U. S. 531 (1969).
- (49) Kerner, *Recent Cases: Constitutional Law—Congressional Restricting*, 27 Ill. L. Rev. 445, 446 (1932).
- (49) Colegrove v. Green, 328 U. S. 549 (1946).
- (47) See A. Ranney, Illinois Politics 506 (1906); G. Steiner & S. Gove, The Legislature Redistricts Illinois 7 (1956).
- (49) See Strum, *supra* note 2, at 42.
- (49) Smiley v. Holm, 285 U. S. 355 (1932).
- (48) *Id.* at 366-69, and 373-75.
- (47) Wood v. Broom, 287 U. S. 1 (1932).
- (48) *Id.* at 6-8.

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

- (85) See, e. g., Walter, Reapportionment of State Legislative Districts, 37 Ill. L. Rev. 20, 21 (1942); G. Baker, State Constitutions: Reapportionment 19 (1960).
- (45) 328 U. S. 549.
- (48) 64 F. Supp. 632.
- (48) 328 U. S. 549, 551.
- (45) *Id.* at 552.
- (48) *Ibid.*
- (48) 328 U. S. 549, 553.
- (48) *Ibid.*
- (48) 328 U. S. 549, 553-54.
- (48) *Id.* at 554.
- (48) *Id.* at 556.
- (48) E. g., Frank, *supra* note 2, at 40.
- (48) 328 U. S. 549, 564.
- (48) *Id.* at 564-66.
- (45) *Id.* at 566-74.
- (48) 369 U. S. 186, 209, and 232-35.
- (48) Cook v. Fortson, 329 U. S. 675 (1946); Turman v. Duckworth, *ibid.*; Colegrove v. Barrett, 330 U. S. 804 (1947); MacDougall v. Green, 335 U. S. 281 (1948); South v. Peters, 339 U. S. 276 (1950); Remney v. Smith, 342 U. S. 916 (1952); Anderson v. Jordan, 34 U. S. 912 (1952); Kidd v. McCannless, 352 U. S. 920 (1956); Radford v. Gray, 352 U. S. 991 (1957).
- (48) Baker v. Carr, 369 U. S. 186 (1962).
- (47) *Id.* at 217.

(72) *E. g.*, *Wesberry v. Sanders*, 372 U. S. 1 (1964); *Reynolds v. Sims*, 377 U. S. 533 (1964); *WMCA v. Lomenzo*, 377 U. S. 633(1964); *Md. Committee v. Tawes*, 377 U. S. 656(1964); *Davis v. Mann*, 377 U. S. 678 (1964); *Roman v. Sincoco*, 377 U. S. 695 (1964); *Lucas v. Colo. Gen. Assembly*, 377 U. S. 713 (1964); *Beadle v. Scholle*, 377 U. S. 990 (1964); *Marshall v. Hare*, 378 U. S. 561 (1964); *Meyers v. Tiggpen*, 378 U. S. 554 (1964); *Williams v. Moss*, 378 U. S. 558 (1964); *Germano v. Kerner*, 378 U. S. 560 (1964); *Hearne v. Smythe*, 378 U. S. 563 (1964); *Pinney v. Butterworth*, 378 U. S. 556 (1964); *Hill v. Davis*, 378 U. S. 556 (1964); *Williams v. Rhodes*, 393 U. S. 23 (1968); *White v. Regester*, 412 U. S. 755 (1973). *See A. Cox*, *The Warren Court, Constitutional Decisions as An Instrument of Reform* 115 (1968).

(73) *E. g.*, *Neal v. Del.*, 103 U. S. 370 (1881); *Gunn v. U. S.*, 238 U. S. 347(1915); *Nixon v. Henderson*, 273 U. S. 536(1927); *Nixon v. Condon*, 286 U. S. 73 (1932); *Lane v. Wilson*, 307 U. S. 268 (1939).

(74) *E. g.*, *Gomillion v. Lightfoot*, 364 U. S. 339(1960); *Wright v. Rockefeller*, 376 U. S. 5 (1964).

(75) *E. g.*, *Cook v. Fortson* (Turman v. Duckworth), *supra* note 69. (ただしこの二件は、事件が模擬裁判化してこゝまでいふかゝる理由によつて知られた。); *Gray v. Sanders*, 372 U. S. 368 (1963); etc.

(76) 参照、岡山俊・アメリカ政治の実態 四二一—二〇〇頁、二〇二—二三四頁。

(77) 政党内の紛争に関する下級裁判所判例の歴史的な推移や理論上の問

題などについては次の大節に詳しく説明される。 Sloan, *Judicial Intervention in Political Party Disputes: The Political Thicket Reconsidered*, 22 UCLA L. Rev. 622 (1975).

(78) *See, supra* note 73.

(79) *O'Brien v. Brown*, 409 U. S. 1 (1972); *Kean v. National Democratic Party, ibid.* この *O'Brien* 事件は、合衆国史上、最高裁判所が憲法の強固な根柢から問題を知りて扱つた事例である。

(80) *Cousins v. Wigoda*, 419 U. S. 477 (1975).

(81) この後、一〇四—一〇五頁に認めらる。この「強固な根柢」は、この大法官が「この事件は、たゞ、事件は模擬裁判化してこゝまでいふ理由によつて知られた。 (409 U. S. 816) 409 U. S. at 4-5.

(82) *See, e. g.*, *H. Hart & H. Wechsler, The Federal Courts and Federal System* 235 (2d Ed. 1973); *Devereux, An Appraisal of Judicial Restraint*, 18 St. Louis U. L. J. 75, 93 (1973); *Goltz, Political Parties, Courts, and the Political Question Doctrine: New Developments*, 52 Ore. L. Rev. 269, 278; *Meyers, Constitutional Law—The Political Question Doctrine—O'Brien v. Brown, etc.*, 22 De Paul L. Rev. 887, 895 (1973); *Jackson, The Political Question Doctrine: Where Does It Stand After Powell v. McCormack, O'Brien v. Brown and Gilligan v. Morgan?* 44 U. Colo. L. Rev. 477, 487 (1972); *Atlee v. Laird*, 347 F. Supp. 689, 700 n. 14. *Contra, Tribe, supra* note 2, at 785-86. *なほ*、この *O'Brien* 判決の直後、共和党全国大会の代議員配分に関する「ホーナス制度」を違憲と宣言して更に次の大会のために行

の伝統ある制度を採択することを差し止めた連邦地裁の命令に對して、*ハーンクニスト*判事が、最高裁巡回裁判官 (Circuit Justice) として、効力停止を命じた。その際、理由として、これまでに政党の全国大会の審議過程に連邦裁判所が介入した先例はないと、このことが述べられ、O'Brien が引用されている。(Republican State Central Committee of Ariz. v. Ripon S. c'y, Inc, 409 U. S. 1222 (1972))。この「ボーナス制度」(bonus formula) とは、党全国大会前四年以内に大統領選挙、連邦上院議員選挙、下院議員選挙、あるいは知事選挙のいずれかの選挙で共和党が勝つた州の共和党には、その州の人口にかかわらず、党全国大会の代議員を一律に六名増配分する、という共和党の伝統的な制度であった。

- (72) 419 U. S. 477, 483-91.
- (73) Coleman v. Miller, 307 U. S. 433 (1939).
- (74) See, e. g., Corwin's, *supra* note 8, at 268; Firmage, *supra* note 2, at 72; O. ノットハート (村田光堂等訳)・アメリカ憲法入門 一三七頁。
- (75) See, *supra* note 86.
- (76) E. g., Nowak, et al., *supra* note 8, at 106; Shapiro & Tressolini, *supra* note 8, at 80-81.
- (77) Hollingsworth v. Virginia, 3 U. S. (3 Dall.) 378 (1798).
- (78) *Id.* at 381.
- (79) Hawke v. Smith, No. 1, 253 U. S. 221 (1920).
- (80) *Id.* at 226-31.
- (81) Hawke v. Smith, No. 2, 253 U. S. 231 (1920).
- (82) *Id.* at 232.
- (83) National Prohibition Cases (Rhode Island v. Palmer), 253 U. S. 350 (1920).

アメリカ合衆国における「政治問題」に関する判例の動向と実態

- (84) *Id.* at 386-88.
- (85) Dillon v. Gloss, 256 U. S. 368 (1921).
- (86) *Id.* at 371-77.
- (87) Leser v. Garnett, 258 U. S. 130 (1922).
- (88) *Id.* at 136-37.
- (89) *Id.* at 136.
- (90) U. S. v. Sprague, 282 U. S. 716 (1931).
- (91) *Id.* at 730-33.
- (92) Coleman v. Miller, 307 U. S. 433 (1939).
- (93) *Id.* at 446-47.
- (94) *Id.* at 447-51.
- (95) *Id.* at 451-53.
- (96) *Id.* at 453-54.
- (97) *Id.* at 454.
- (98) Corwin's, *supra* note 8, at 268.
- (99) Gardner v. Collector, 73 U. S. (6 Wall.) 499 (1867).
- (100) *Id.* at 504-11.
- (101) Phillips v. Payne, 92 U. S. 130 (1875).
- (102) 判決文を通読した限りでは、前該返還が「違憲」であるという原告の主張があるのみで、それが憲法第何条に違反するかについての記述はみられない。しかし、事柄の性質からみて、第一条第八節第十七条、十八項の問題であらう。
- (103) *Id.* at 133-34.
- (104) *Id.* at 133.
- (105) Field v. Clark, 143 U. S. 649 (1891).
- (106) *Id.* at 670.
- (107) *Id.* at 672.

- (81) *Oetjen v. Central Leather Co.*, 246 U. S. 297, 302 (1918).
- (82) 369 U. S. 186, 211-12 (1962).
- (83) *E. g., compare* *Soc'y for Propagation of the Gospel in Foreign Parts v. New Haven*, 21 U. S. (8 Wheat.) 464, 492-95 (1823) *with* *Terlinden v. Ames*, 184 U. S. 270, 285 (1902) (条約の存続・效力の問題); etc.
- (84) *Doe v. Braden*, 57 U. S. (16 How.) 635 (1853). *See also* *Terlinden v. Ames*, 184 U. S. 270 (1902). *ウズベク*、*トルコ*、*犯罪を犯さなかつた*合衆国内で逮捕された者が、*人身保護令状請求事件*で、*合衆国・ロシア*間の「逃亡犯罪人引渡条約」は合衆国が、*ロシア*帝國を承認した上でより失効した、*ロシア*と争つた事件である。それと対して、*合衆国*最高裁判所は、*条約*が終つてしまふか否かの問題として、*政府*の行為が、*決定的な重要性*を持つてゐる、*訴訟*が、*有効*である、*政府*の決定を定めた。(184 U. S. 270, 285.)
- (85) 57 U. S. (16 How.) 635, at 657.
- (86) *Soc'y for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts v. New Haven*, 21 U. S. (8 Wheat.) 464 (1823).
- (87) *Id.* at 492-95.
- (88) *See, e. g., Ware v. Hylton*, 3 U. S. (3 Dall.) 199 (1796); *Altman & Co. v. U. S.*, 224 U. S. 583 (1912); *Mo. v. Holla-nd*, 252 U. S. 416 (1920); *U. S. v. Belmont*, 301 U. S. 324 (1937).
- (89) *Foster v. Neilson*, 27 U. S. (2 Pet.) 253 (1829).
- (90) *Id.* at 307.
- (91) *Williams v. Suffolk Ins. Co.*, 38 U. S. (13 Pet.) 415(1839).
See also *Jones v. U. S.* 137 U. S. 202, 212 (1890).
- (92) *Id.* at 420.
- (93) *Ex parte Cooper*, 143 U. S. 472 (1892).
- (94) *Id.* at 494-513.
- (95) *U. S. v. Palmer*, 16 U. S. (3 Wheat.) 610 (1818).
- (96) *Id.* at 634-35.
- (97) *U. S. v. Kihlrock*, 18 U. S. (5 Wheat.) 144 (1820).
- (98) *Id.* at 149.
- (99) *The Three Friends*, 166 U. S. 1 (1897).
- (100) *Id.* at 63.
- (101) *Ex parte Peru*, 318 U. S. 578 (1943).
- (102) *Id.* at 588-90.
- (103) *U. S. v. Lee*, 106 U. S. 196 (1882).
- (104) *Id.* at 209.
- (105) *Mexico v. Hoffman*, 324 U. S. 30 (1945).
- (106) *Id.* at 34-38.
- (107) *Ex parte Hitz*, 111 U. S. 766 (1884).
- (108) *Id.* at 767-68.
- (109) *Ex parte Baliz*, 135 U. S. 403 (1890).
- (110) *Id.* at 431-32.
- (111) *Tribe, supra* note 2, at 281. ただし、*外国人の出入国管理の「手続」*は、*憲法*の手続の範疇の下に司法審査が及ぶ、*ウズベク*、*トルコ*、*犯罪を犯さなかつた*合衆国内で逮捕された者が、*人身保護令状請求事件*で、*合衆国*最高裁判所は、*条約*が終つてしまふか否かの問題として、*政府*の行為が、*決定的な重要性*を持つてゐる、*訴訟*が、*有効*である、*政府*の決定を定めた。(184 U. S. 270, 285.)
- (112) *U. S.*, 149 U. S. 698, 744 (1893); *Yamashita v. Fisher*, 189 U. S. 86, 100-01 (1903); *Wong Yang Sung v. McGrath*, 339 U. S. 33, 49-50 (1950); *Carlson v. Landon*, 342 U. S. 524, 542 (1952); *Kwong Hai Chew v. Golding*, 344 U. S. 590, 596 (1953); *Galvan v. Press*, 347 U. S. 522, 530-31 (1954); *Klein-ndienst v. Mandel*, 408 U. S. 753, 762 (1972); etc.

- (19) See, e. g., Scharpf, *supra* note 2, at 512; Tigar, *supra* note 2, at 1157; Henkin, *supra* note 2, at 612; Firmage, *supra* note 2, at 72; Johnson & McAfee, A Dialogue on the Political Question Doctrine, 1978 *U. L. Rev.* 523, 527.
- (20) E. g., Kleindienst v. Mandel, 408 U. S. 753, 765-68 (1953); Harisiades v. Shaughnessy, 342 U. S. 580, 587-88 (1952); Shaughnessy v. Mezei, 345 U. S. 206, 210 (1953); etc.
- (21) See, e. g., Knaugh v. Shaughnessy, 338 U. S. 537, 542, *and* 544 (1950); 345 U. S. 206, 207-10; 408 U. S. 753, 762.
- (22) See, e. g., 149 U. S. 698, 731; 342 U. S. 580, 590; Fiallo v. Bell, 97 S. Ct. 1473, 1481-82 (1977).
- (23) Chicago and So. A. L. Inc., v. Waterman Steamship Corp., 333 U. S. 103 (1948).
- (24) *Id.* at 108-09.
- (25) *Id.* at 111.
- (26) *Id.* at 111-12.
- (27) Martin v. Mott, 25 U. S. (12 Wheat.) 19 (1827).
- (28) 熊谷忠 監獄 (National Guard) の地位をめぐって。その後の「兵隊」の司法的あり方。
- (29) 25 U. S. (12 Wheat.) 19, 28-29.
- (30) *Id.* at 29-31.
- (31) The Prize Cases, 67 U. S. (2 Black) 635 (1863).
- (32) *Id.* at 666, 668, and 670.
- (33) Hamilton v. Ky. Distilleries & Warehouse Co., 251 U. S. 146 (1919).
- (34) *Id.* at 161-68.
- (35) E. g., Stewart v. Kahn, 78 U. S. (11 Wall.) 498 (1871) (種

北戦争の間たに貴権の消滅時効を中断する旨の法律の合憲性が争われた事件); Hirabayashi v. U. S., 320 U. S. 81 (1943) (第二次世界大戦中に日米人の行動を自由に制限を加えたことによる合憲性が争われた事件); Korematsu v. U. S., 323 U. S. 214 (1944) (第二次世界大戦中に日米人の強制収容を命じたことによる合憲性が争われた事件)。

- (36) The Steel Seizure Case (Youngstown Sheet & Tube Co. v. Sawyer), 343 U. S. 579 (1952).
- (37) *Id.* at 557.
- (38) 合衆國憲法第1条第1節第1項。
- (39) 合衆國憲法第1条第1節第1項。
- (40) 合衆國憲法第1条第1節第1項。
- (41) See, e. g., Velvel v. Nixon, 415 F. 2d 236(10th Cir. 1969), cert. denied, 396 U. S. 1042 (1970); Pitsch v. President of U. S., 434 F. 2d 861 (2d Cir. 1970), cert. denied, 403 U. S. 920 (1971); Holtzman v. Schlesinger, 484 F. 2d 1307 (2d Cir. 1973), cert. denied 416 U. S. 936 (1974).
- (42) E. g., Lufing v. McNamara, 373 F. 2d 664 (D. C. Cir. 1967), cert. denied, 387 U. S. 945 (1967); Simmons v. U. S., 406 F. 2d 456 (5th Cir. 1969), cert. denied, 395 U. S. 962 (1969); Orlando v. Laird, 443 F. 2d 1039(2d Cir. 1971), cert. denied, 404 U. S. 869 (1971); DaCosta v. Laird, 448 F. 2d 1368 (2d Cir. 1971), cert. denied, 405 U. S. 979 (1972); Albee v. Laird, 347 F. Supp. 689 (E. D. Pa. 1972), *aff'd*, 411 U. S. 911 (1973); Holtzman v. Schlesinger, 484 F. 2d 1307 (2d Cir. 1973) (stay of District Court order enjoining the Cambodian bombing granted), on the stay, see 414 U. S. 1304 (1973) (Marshall, Circuit Justice, in chambers, deny-

ing application to vacate stay of Court of Appeals order staying District Court injunction of bombing), and 414 U. S. 136 (Douglas, Circuit Justice, in chambers, granting stay of Court of Appeals' stay), and 414 U. S. 321 (Marshall, Circuit Justice, in chambers, stay of District Court Order granted, Burger, C. J., Brennan, Stewart, White, Blackmun, Powell, and Rehnquist, J. J., agree), cert. denied, 414 U. S. 951 (1973).

- (四) Holtzman v. Schlesinger, 484 F. 2d 1307 (2d Cir.), cert. denied, 416 U. S. 951 (1973); Mitchell v. Laird, 488 F. 2d 611 (D. C. Cir. 1973); DaCosta v. Laird, 471 F. 2d 1146 (2d Cir. 1973); Sarnoff v. Connally, 457 F. 2d 809 (9th Cir. 1972); Orlando v. Laird, 443 F. 2d 1039 (2d Cir.), cert. denied, 404 U. S. 869 (1971); Simmons v. U. S., 406 F. 2d 456 (5th Cir.), cert. denied, 395 U. S. 982 (1969); U. S. v. Watson, 373 F. Supp. 1119 (E. D. Wis. 1974); Drinan v. Nixon, 364 F. Supp. 854 (D. Mass. 1973); Atlee v. Laird, 347 F. Supp. 689 (E. D. Pa. 1972), aff'd, 411 U. S. 911 (1973); Gravel v. Laird, 347 F. Supp. 7 (D. C. C. 1972); Head v. Nixon, 342 F. Supp. 521 (E. D. La.), aff'd, 468 F. 2d 951 (5th Cir. 1972); Mass. v. Laird, 327 F. Supp. 378 (D. Mass.), aff'd on other grounds, 451 F. 2d 26 (1st Cir. 1971); U. S. v. Sisson, 294 F. Supp. 511 (D. Mass. 1968); Velvel v. Johnson, 287 F. Supp. 846 (D. Kan. 1968), cert. denied, 396 U. S. 1042 (1970).

- (五) Atlee v. Laird, 347 F. Supp. 689 (E. D. Pa. 1972), aff'd, 411 U. S. 911 (1973).

- (六) 347 F. Supp. 689, 705.

- (七) Orlando v. Laird, 448 F. 2d 1039 (2d Cir. 1971), cert. denied, 404 U. S. 869 (1971).
- (八) 448 F. 2d 1039.

- (九) See, e. g., Berk v. Laird, 317 F. Supp. 715 (E. D. N. Y. 1970); Orlando v. Laird (1971); DaCosta v. Laird (1971); Mitchell v. Laird (1973).

- (十) 議院議決の「Military Appropriations Authorization—Military Procurement Act, 1971, Pub. L. No. 91-441, §502, 84 Stat. 910 (1970)」を採択せられた。これは「Fulbright Provision」(キャンベルトンの軍事援助のための國家名田を禁止するの法律)及び「Foreign Assistance Act of 1971, Pub. L. No. 92-226, §514, 86 Stat. 20 (1972)」を採択せられた。これは「合衆國がキャンベルトンの防衛に参与してはならない」と解釈するのを禁止したものである。それより更に「Eagleton Amendment, H. R. Rep. No. 7447, 93rd Cong., 2d Sess. (1973)」を採択せられた。これは「キャンベルトン及び軍事行動のため如何なる支出をするのを禁止したものである。この法律は如何なる規定を以てか、大統領の署名を得ない限り、他の法律が如何なる規定を以てしようとするにハエナト」(「オナス」)である。これは「合衆國軍の攻撃のため支出するのを禁止したものである。それより更に、連邦議会は、両院共同の再議決で大統領の拒否を「否」が「The War Powers Resolution of 1973, 50 U. S. C. §§1541 to 1543 (Supp. III, 1973)」を採択した。これは「合衆國の戦争権限が大統領及びそれにながら連邦議会は「否」行使せられべきものとす

- る」という憲法上の原則を改めて確認したもので、連邦議会による宣戦があるいは連邦議会によって特定された授權のない限り大統領は相当期間にあつたる戦闘に米軍を投入できない旨、規定してゐた。このようにして、大統領が遂行してゐたインド・シナにおける戦争に対して連邦議会が強く反対してゐることが明らかになつた。See generally, Emerson, *The War Powers Resolution Tested the President's Independent Defence Power*, 51 *Notre Dame L. Rev.* 187 (1975); Glennon, *Strengthening the War Powers Resolutions: The Case for Purse Strings Restrictions*, 60 *Minn. L. Rev.* 1 (1975).
- (18) Holtzman v. Schlesinger (1973). See, Note, *War in Cambodia—Political Question?* 38 *Albany L. Rev.* 245 (1974).
- (81) 484 F. 2d 1307 (2d Cir. 1973).
- (81) Gilligan v. Morgan, 413 U. S. 1 (1973).
- (81) *Id.* at 5-10.
- (81) *Id.* at 11.
- (81) Scheuer v. Rhodes, 416 U. S. 232 (1974).
- (81) Ky. v. Dennison, 65 U. S. (24 How.) 66 (1861).
- (81) *Id.* at 95-110.